# 給与支払報告書(総括表)の様式の統一

# 1 相談内容

事業所(給与支払者)は、市区町村に対し、毎年1回1月末までに、給与支払報告書(総括表)(以下「総括表」という。)を提出することとなっている。

同報告書は、市区町村によって報告様式が異なっており、従業員(給与支払を受ける者)が居住する市区町村ごとにそれぞれ異なる様式の報告書を作成しなければならないことから、作成作業が煩雑となっているので、様式を統一してほしい。

(注) 本相談は、管区行政評価局が受け付けたものである。

# 2 制度概要

# (1) 個人住民税の徴収について

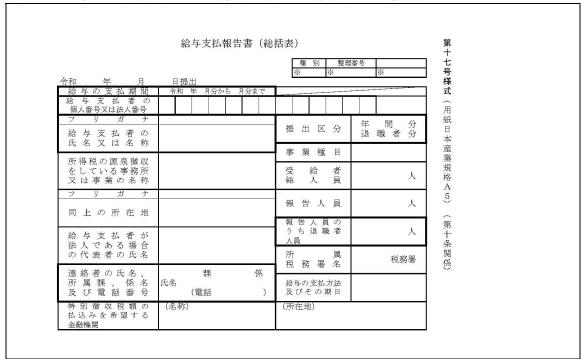
個人住民税(個人の道府県民税及び市町村民税)は、市区町村が徴収している(地方税法(昭和25年法律第226号)第41条)。

個人住民税の徴収方法には、普通徴収(納税通知書)及び特別徴収(給与からの天引き)の2種類があるが、給与所得者の個人住民税については原則として特別徴収により徴収するとされている(地方税法第321条の3)。

# (2) 給与支払報告の提出について

個人住民税の賦課徴収に当たり、毎年 1 月 1 日現在において、事業所 (給与支払者) は、従業員(給与支払を受ける者)が居住する市区町村に 対し、給与支払を受ける者の前年の給与所得額等を報告(以下「給与支払 報告」という。)しなければならないとされている(地方税法第 317 条の 6)。

給与支払報告の様式は、表 1 のとおり、地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号)第 10 条において、同規則に定める第十七号様式(以下「第十七号様式」という。)によるとされている。



- (注) 1 地方税法施行規則による。
  - 2 第十七号様式記載要領は省略した。

これを踏まえ、総務省自治税務局は、「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)」(平成22年4月1日付け総税市第16号、平成31年4月1日最終改定)(注)において、表2のとおり、市区町村は必ず法定された様式によらなければならないものであることとしている。

(注) 市町村税について、地方税法に基づき地方公共団体が行う事務の内容について、各 都道府県に技術的助言として定めた通知。

同通知について、総務省自治税務局市町村税課は、「税制改正ごとに必要な改定を行い、都道府県を通じて市区町村に通知している。」と説明している。

#### 表 2 地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)(抄)

#### 第2章市町村民税

第3節申告制度

31 各種申告書及び附属申告書並びに給与支払報告書(以下「申告書等」と総称する。) の様式は、総務省令に定められているので、この様式に従って市町村において作成 された申告書等を提出するものであること。(法 317 の 2①、317 の 2③、317 の 2 ⑤、317 の 6、321 の 5 ③、令 46 の 3)

なお、これらの様式を総務省令で定めることとしたのは、できる限り納税義務者 や特別徴収義務者の負担を避けるため、全国的に統一した様式によろうとするもの であるから、市町村は必ず法定された様式によらなければならないものであるこ と。この場合において、市町村において申告書等の用紙を課税台帳として利用する ため、申告書等の裏面に必要事項を印刷することは差支えないが、それらの事項に ついては納税義務者又は特別徴収義務者が記載することを要しない旨をあわせて 明記しなければならないものであること。

(注)下線は当局が付した。

# (3) 給与支払報告の電子的提出について

給与支払報告は、書面による提出のほかに、eLTAX (エルタックス)(注) を利用して提出することも可能であり、平成25年11月現在、全ての市 区町村でeLTAXによる給与支払報告の提出が可能となっている。

(注) 地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム(地方税法第762条に規定)。

eLTAX を利用して給与支払報告を提出する場合は、いずれの市区町村に提出する場合においても、表3のとおり、第十七号様式により定める総括表の様式(以下「法定様式」という。)に定められた記載項目に「指定番号」及び「関与税理士氏名」を追加した統一の記載項目を入力することとされている。



表3 eLTAX における総括表の様式

(注) 平成 29 年度第 2 回個人住民税検討会 (平成 29 年 11 月 7 日開催、総務省自治税務局 市町村税課主催) の配布資料による。

eLTAX を利用した給与支払報告の提出件数をみると、表 4 のとおり、平成 28 年度は、23 年度と比較し増加している。

表 4 eLTAX を利用した給与支払報告の提出件数

平成 23 年度	平成 28 年度
682 万件 (9.0%)	3,125 万件(38.0%)

- (注) 1 政府税制調査会(第12回、平成29年10月16日開催)の配布資料による。
  - 2 括弧内は eLTAX を利用した提出率である。

また、令和3年1月以降、eLTAXによる給与支払報告が義務化される対象の事業所が、現行の基準年(前々年)に税務署へ提出する所得税の源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の事業者から、提出枚数が100枚以上の事業者にまで対象が広がる(注)こととされている。

(注) なお、平成 28 年経済センサスによると、表 5 のとおり、事業所全体に占める従業員数 1,000 人以上の規模の事業所数は 0.03% (従業員数では全体の 5.6%)、同様に、従業員数 100 人以上 999 人以下の規模の事業所数は 1.1% (従業員数では全体の 22.8%) となっている。

表 5 従業者規模別の事業所数及び従業者数の全体に占める割合

従業員数規模	事業所数全体に占める割合	従業員数全体に占める割合
1,000 人以上	0.03%	5.6%
100~999 人	1.1%	22.8%
99 人以下	98.3%	71. 7%

- (注) 1 平成28年経済センサス-活動調査を基に当局が作成した。
  - 2 端数処理等の理由から、割合の合計は100%とならない。

さらに、平成30年5月31日に総務省が定めた「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」では、eLTAXをオンライン利用促進対象手続に位置づけている。

これらを踏まえると、eLTAX を利用した給与支払報告の提出は今後も引き続き拡大すると想定される。

# 3 調査結果

# (1) 地方公共団体における総括表の様式の設定状況

上記 2(2)「給与支払報告の提出について」に整理したとおり、総務省自 治税務局は、地方税法施行規則を踏まえ、市区町村に、総括表の様式は法 定様式によることを求めている。

しかし、当局において、12 地方公共団体(A 区~L 市)が定める総括表の様式を確認したところ、以下のとおり法定様式の記載項目等と一致していない状況がみられた(詳細は表 6 のとおり)。

#### 【法定様式との比較】

① 押印について

法定様式において押印は求めていないが、独自の様式において押 印を求めている地方公共団体

- ⇒ 8地方公共団体 (A区、D市、E市、F市、G市、H市、I市、L市)
- ② 記載項目について
- ・ 法定様式において設けられていない記載項目を独自に追加している地方公共団体
  - ⇒ 12 地方公共団体 (A 区~L 市) 全て 追加している例がみられた記載項目は、以下の7項目(追加

項目は地方公共団体によって異なる。)

「給与支払者の指定番号※」、「給与支払者の所在地」、 「税額通知 (特別徴収関係書類)送付先」、「会計事務所(税理士)の名称、連絡先※」、「提出市町村数」、「徴収方法別(特別徴収、普通徴収)別の報告人員」、「納付書の送付の要否」

- ※ これら7項目のうち、「給与支払者の指定番号」(12地方公共団体の全てにおいて様式に追加)及び「会計事務所(税理士)の名称、連絡先」(12地方公共団体うち8地方公共団体において様式に追加)は、eLTAXの様式に含まれている。
- ・ 法定様式において設けられている項目 (15 項目) のうち、一部 の記載項目を設けていない地方公共団体
  - ⇒ 12 地方公共団体 (A 区~L 市) 全て 設けられていない例がみられた記載項目は、以下の 11 項目

「給与の支払期間」、「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称」、「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の所在地」、「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」、「特別徴収税額の払い込みを希望する金融機関」、「提出区分」、「事業種目」、「受給者総人数」、「報告人員のうち退職者人員」、「所属税務署名」、「給与の支払い方法及びその期日」

# ③ 様式の大きさについて

11 地方公共団体 (A 区~K 市) では、法定様式と同様の A5 の様式 であるが、1 地方公共団体 (L 市) は、A5 より若干大きいサイズの様式 (※) であると説明している。

※ L市は、A5より若干大きいサイズとした理由について、「事業所が様式 に記入しやすいよう、用紙のサイズを大きくした。」と説明している。

表 6 12 地方公共団体が定めている総括表の記載項目等の比較結果

	0 12 地方公共団体が足めている				首都圏			男西图	4	Ī	東海圏		F	中国地	也方
	比較内容	法定様式	eLTAX 漿烒	A 区	B 市	C市	D 市	E 市	F 市	G 市	H 市	I 市	J 市	K 市	L 市
様式	の大きさ	A5	_	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5	A5 よ り大
押印	]の要否	×		0	×	×	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	×	×	0
	給与支払者の指定番号	X	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$	0	0	$\circ$	0	0
	給与の支払期間	$\circ$	0	×	X	0	0	0	×	$\circ$	0	0	×	×	X
	給与支払者の個人番号又は法 人番号	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	$\circ$	0	0	0	$\circ$	0	0	$\circ$	0	0
	給与支払者の氏名又は名称	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$	0	0	$\circ$	0	0
	給与支払者の所在地	×	×	$\circ$	$\circ$	$\circ$	×	×	$\circ$	×	×	0	$\circ$	×	0
	税額通知(特別徴収関係書 類)送付先	×	×	0	×	×	$\circ$	0	×	×	×	×	×	×	×
	所得税の源泉徴収をしている 事務所又は事業の名称	0	0	×	×	×	0	0	×	0	×	×	×	×	×
	所得税の源泉徴収をしている 事務所又は事業の所在地	0	0	×	×	×	0	0	×	0	0	×	×	×	×
記	給与支払者が法人である場合 の代表者の氏名	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×
載	連絡者(担当者)の氏名、所 属、電話番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
項	会計事務所(税理士)の名 称、連絡先	×	0	0	0	0	0	×	0	×	×	0	0	0	0
目	特別徴収税額の払い込みを希 望する金融機関	0	0	×	×	×	0	0	0	0	×	×	×	×	×
	提出区分	$\circ$	$\circ$	×	X	$\circ$	$\circ$	0	×	$\circ$	X	×	×	×	×
	事業種目	$\circ$	$\circ$	0	×	×	0	0	0	$\circ$	×	0	$\circ$	×	×
	受給者総人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	0
	提出市町村数	×	×	×	×	$\circ$	$\circ$	0	×	$\circ$	×	×	×	×	×
	報告人員	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$	0	0	0	0	0
	徴収方法別(特別徴収、普通 徴収)の報告人員	×	×	0	0	0	0	0	0	×	×	0	0	0	0
	報告人員のうち退職者人員	0	0	×	×	0	0	0	0	0	0	0	×	×	×
	所属税務署名	$\circ$	0	×	×	0	0	0	0	$\circ$	×	×	$\circ$	×	×
	給与の支払方法及びその期日	$\circ$	0	0	×	×	×	×	×	$\circ$	×	×	$\circ$	×	×
	納付書の送付の要否	×	×	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	$\circ$	×	×	0	×	×	×

- (注) 1 当局の調査結果による。
  - 2 「様式の大きさ」欄には、当該市区に提出する様式の大きさを記載している。また、「一」 は電子報告であり該当しないことを示す。
  - 3 「押印の要否」欄の「○」は押印が必要であること、「×」は押印が不要であること、「一」は電子報告であり該当しないことを示す。
  - 4 「記載項目」欄の「○」は当該記載項目が設けられていることを、「×」は当該記載項目が設けられていないことを示す。

このように、市区町村ごとに総括表の様式を定めていることについて、12地方公共団体(A区~L市)では、いずれも、①市区の事務に必要でありながら法定様式に設けられていない記載項目を追加した及び②事業所の報告負担軽減のため、法定様式において定められているが、市区の徴税事務に必要のない記載項目を削除したとしている。

今回、12 地方公共団体を対象に、独自に記載項目を追加した理由について確認した結果は、表7のとおりであり、個人住民税の賦課徴収業務を適切かつ効率的に行うことを目的として、独自に記載項目を追加している状況がみられた。

表7 独自に総括表に追加した項目の追加理由

	追加した項目の追加埋田
項目名	理由
給与支払者の指定	○ 事業所(給与支払者)の情報を事業所別に付した指定番号
番号	により管理しており、どの事業所から提出された報告か特定
	するため。(A 区、B 市)
給与支払者の所在地	○ 当市では事業所名称及び所在地の2つの情報により事業所
	を特定していることから、当該情報が無いと、どの事業所か
	ら提出された報告かの特定が困難となるため。(F市、J市)
	○ 課税通知書の送付先を確認するために必要であるため。(C
	市、I市)
	○ 次年度、事業所に給与支払報告(総括表・個人別明細表)
	を送付する封筒に、事業所の名称・郵便番号・所在地を記載
	する必要があるため。(L 市)
税額通知 (特別徴収	○ 税額通知を事業所へ送付しても、事業所から「本店や委託
関係書類)送付先	税理士へ送り直してほしい。」と要望され、同通知を再送し
	なければならないケースがあり、このような再送の手間を抑
	制するため。 (E 市)
会計事務所(税理	○ 事業所が給与支払報告を税理士に委託している場合にお
士) の名称、連絡先	いて、記載内容について問い合わせを委託税理士に行う必要
	があるため。(B 市)
徴収方法(特別徴	○ 徴収方法別の人員数をあらかじめ事業者に記載してもら
収、普通徴収) 別の	うことにより、徴収方法の区分に係る報告に誤りがないかの
報告人員	確認作業を効率的に行うことができるため。(A 区、B 市、C
	市、E市、F市、I市、K市、L市)
納付書の送付の要否	○ 口座振替の利用により、税金の徴収に係る納付書の送付を
	不要とする事業所が増えたことから、あらかじめ確認するこ
	とにより納付書の送付事務を縮減できるため。(E市、F市)
	○ ネットバンキングを利用する事業者など、本来、納付書を
	送付する必要のない事業所に納付書を送付した場合に、事業
	所から「なぜ納付書を送付してくるのか」と苦情を寄せられ
	ることがあるため。 (F 市、I 市)
提出市町村数	○ 事業者に送付する他市提出分の総括表の枚数を確認する
(住所地別市町村	ため。 (C 市)
数)	○ 年末調整資料の封入に際し、総括表(他市町村提出用)の
	封入枚数を本項目から算出しているため。 (G市)

- (注) 1 当局の調査結果による。
  - 2 eLTAX 様式には、「給与支払者の指定番号」と「会計事務所(税理士)の名称、 連絡先」は含まれている。

# (2) 事業所から地方公共団体に提出された給与支払報告の取扱状況

市区町村では、事業所から、毎年1月1日時点における、当該市区町村 に住む従業員に係る給与支払報告の提出を受け付けている。

提出された給与支払報告の取扱いについて、12 地方公共団体(A 区~L 市)から聴取したところ、いずれも「当市(区)において、個人住民税の賦課・徴収に係る事務のために使用している独自のシステム(以下「個人住民税システム」という。)に入力する。」としている。

一方、給与支払報告は、全ての市区町村で、eLTAX を利用して提出することも可能となっており、12 地方公共団体(A 区~L 市)のいずれも、現状、給与支払報告の提出は、eLTAX による提出が義務化されている事業所(※)を除き紙媒体による提出及び eLTAX による提出のいずれでも受け付けていると説明している。

※ 基準年(前々年)に税務署へ提出する所得税の源泉徴収票の提出枚数が1,000 枚以上の事業所は、eLTAX による給与支払報告が義務化。令和3年1月以降、同義務化の対象が、100枚以上の事業所まで拡大予定

また、12 地方公共団体 (A 区~L 市) のいずれも、事業所から eLTAX により給与支払報告を提出した場合の取扱いの流れについて、eLTAX では、事業者が入力した情報を受領(※) するのみであるとしており、受領した情報は、個人住民税システムに入力(入力内容の更新) するとしている。

※ eLTAX に事業所が入力した情報を、CSV 形式の電子ファイルによりダウンロード このほか、12 地方公共団体 (A 区~L 市) のうち 2 地方公共団体 (A 区、B 市) から、eLTAX により事業所が給与支払報告の提出した場合の事務の 実情について具体的に聴取したところ、表 8 及び表 9 のとおりであるとしている。

#### 表8 A 区における、事業所が eLTAX により給与支払報告を提出した場合の取扱の流れ

- ① 事業所が、eLTAX に設けられている記載項目を入力
- ② A 区が、eLTAX を通じて、事業所が入力した情報のうち A 区内に居住する従業員に係る情報を受領
- ③ A区が、受領した情報を、A区の個人住民税システムに入力
- ④ 事業所における入力項目の記入漏れにより、eLTAXの報告データから確認できない情報のうち、徴税業務に欠くことができないものについて、A区が別途、事業所への問い合わせ等により確認し、A区の個人住民税システムに追加入力
  - (注) 当局の調査結果による。

#### 表9 B市における、事業所が eLTAX により給与支払報告を提出した場合の取扱の流れ

- ① 事業所が、eLTAX に設けられている記載項目を入力
- ② B市が、eLTAX を通じて、事業所が入力した情報のうち B市内に居住する従業員に係る情報を受領(eLTAX から CSV 形式の電子ファイルにより出力)
- ③ B市は、受領した情報に基づき、B市の個人住民税システムの入力内容を更新(修正が必要な箇所の入力)
  - (注) 当局の調査結果による。

このうち、A 区では、表 8 のとおり、eLTAX による給与支払報告の提出を受ける際に、事業所における入力項目の記入漏れにより、事業所に記入漏れの内容について確認し、個人住民税システムに追加入力しなければならない事例があるとしている。

このような eLTAX による給与支払報告の提出における事業所の報告漏れについて、10 地方公共団体 (C市~L市) にも確認したところ、表 10のとおり、以下の①及び②の意見が聴かれた。

- ① 4地方公共団体(C市、F市、H市及びJ市)から、事業所が記入漏れをした状態で提出されることがあるとしており、このうち1地方公共団体(F市)は、記入漏れの情報について補足確認が必要となっているとの意見が聴かれた。
- ② このほか、1 地方公共団体(G市)から、記入漏れではないが、総括表に記載されている報告人員が個人別明細書の件数より多い場合に、事業者に問い合わせる必要が生じるとしている。

表 10 eLTAX による給与支払報告の提出における事業所の記入漏れ等に関する地方公共団 体の意見

体の意見	
地方公共団体名	意見等
C市	eLTAX による給与支払報告の提出を受ける際、全ての記載項目で、
	事業主が記入漏れをした状態で提出されるケースが見られる
F市	当市においても、eLTAX による給与支払報告の提出を受ける際、事
	業主が記入漏れをした状態で提出される場合があり、補足確認が必要
	となっている。
	特に、以下の記載項目については、記入漏れをさせない設定とする
	ことができればいい
	○ 連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号
	(記載内容について事業所の担当者に電話確認することができない
	ため。)
	○ 給与支払者の個人番号又は法人番号
	(確認作業が手間であるため。)
G市	記入漏れではないが、総括表に記載されている報告人員が、添付さ
	れている個人別明細書の件数よりも多いケースがある。この場合、個
	人別明細書の添付漏れが疑われるため、事業所に問い合わせる必要が
	生じる。
H市	「指定番号」及び「給与支払者の個人番号又は法人番号」の欄が記
	載されないまま提出されることがある。
J市	「給与支払者の個人番号又は法人番号」の欄が記載されないまま提
	出されることがある。

(注) 当局の調査結果による。

# (3) 規制改革推進会議における総括表の様式に係る検討状況

平成29年6月9日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、表11のとおり、地方自治体における手続上の書式・様式のうち、経済活動に影響する書式等であって、①一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、②事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と

関係するものを対象として、これらに該当する書式等の洗い出しを行い、 改善方策を検討し、結論を得るとしている。

# 表 11 規制改革実施計画(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)(抜粋)

Ⅱ-6.-(2)-⑤ 地方における規制改革

地方自治体における手続上の書式・様式(以下「書式等」という。) について、当面、特に、経済活動に影響する書式等であって、

- a 一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、又は、
- b 事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するもの、

<u>を対象として、これらに該当する書式等の洗い出しを行い、</u>事業者の負担を踏まえてリストアップした事項について、<u>それぞれの実態等に応じ、改善方策(</u>国の法令による統一化のほか、国から自治体への技術的助言による書式等の雛型の提示、自治体側の連携による書式等の雛型の作成など)<u>を検討し、結論を得る。</u>その際、個々の手続に応じて、自治体と十分に協議する。結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

【平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

(所管府省:規制所管府省、内閣府(規制改革推進室))

(注)下線は当局が付した。

これを踏まえ改善を検討する書式の一つに総括表が挙げられており、表 12 のとおり、総務省自治税務局は、書式・様式が異なることによる事業所の負担についての関係団体の意見を踏まえ、講ずべき改善方策として、eLTAX の活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行うこととされている。

#### 表 12 総括表の書式・様式が異なることに係る改善方策の検討結果

【所管府省】 総務省(自治税務局市町村税課)

【書式等の名称】給与支払報告書(総括表)

【書式・様式が異なることにより生じる具体的な負担】(一部抜粋)

○ 給与支払報告書(総括表)が各区市町村から送付されてきますが、封書に入って送付してくる区市町村もあればハガキ形式で送付してくる区市町村もあり大きさも色々あるため整理が煩雑である。

また、返信用の封筒を入れてくる区市町村もあれば、入れてこない区市町村もあるので、入れてこない場合は封筒を用意し、宛先の住所等を調べなければならないので、企業側の負担は大きい。

昨年提出した給与支払報告書(総括表)を今回送付してくるとき全て印字している 区市町村もあれば、全く印字してこない区市町村もあるため、印字してこない場合は 全て企業側で書かなければならないので、企業側では大きな負担となる。

全ての様式や内容が統一されれば、処理作業の時間の短縮が図れる。

(経団連・企業 24)

○ 市区町村毎に様式が違うため、各市区町村から取り寄せたり、ホームページからダ ウンロードしている。

(経団連・企業 16)

○ 自治体により書式が異なるが記載事項は共通している。自治体の書式を使わず、電子申請(eLTAX)を使用している。

eLTAX は現在使用しているシステムとの制限が多く、はじかれてしまうことが多く、 不便。また一度に送れるデータ数も少なく時間がかかる。

(経団連・企業8)

○ 自治体毎に様式が異なっている。年1回とはいえ、処理する量が多く、記入・仕分け等に手間がかかり、作業効率が良くない。電子フォーマット等による統一化を図って頂きたい。

(経団連・企業 29)

○ 年末調整後に市区町村に提出する給与支払報告書(総括表)の書式が市町村ごとに 異なっているため、システム化が難しい。

(同友会)

- ① 給与支払報告書を除き、全て地方自治体によって様式が異なっている。加えてサイズもバラバラであり A4、B4 といった一般的な形式から数センチ大きいといった様式があり、記入の煩雑さに加え、ファイリングも困難である。原本の写しを保存するため、わざわざ拡大・縮小で共通のサイズにコピーし直す手間が煩わしいとの声もある。
  - ② 処理を行う時期が年末・年度末・年度初めなどの一時期に集中することから、 様式やサイズ違いが殊更に効率性を阻害している。
  - ③ 給与計算を全てシステムで対応しているところでは、給与台帳データが整備されているが、提出する書類は紙ベースのものがほとんどであるため、同じ内容を手書きで転記し、かつ、地方自治体毎にそれぞれ記入場所が異なるため、非常に手間がかかっている。
  - ④ 従業員数の多い企業ほど従業員が居住する地域も異なるため、殊更負担が大きくなる。

以上の事を踏まえ、①サイズ・様式の統一化、②手続きの電子化をご検討願いたい。 (商工会連合会)

#### 【各府省において講ずべき改善方策】

給与支払報告書(地方税法第317条の6第1項)については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。

(注) 第33回規制改革推進会議(平成30年5月25日開催)付議資料に基づき、当局が整理した。下線は当局が付した。

# (4) 個人住民税検討会報告書における記述

平成30年3月に総務省自治税務局市町村税課が取りまとめた「平成29年度個人住民税検討会報告書」では、個人住民税の徴収方法を特別徴収から普通徴収に切り替える申出理由を統一するための方策として、「省令様式(給与支払報告書(総括表・個人別明細書))の改正」の検討結果を整理している。

同報告書では、個人別明細書に関する記述ではあるが、上記の検討の結果について、表 13 のとおり、「様式に独自の記入項目を設けている市区町村も多く、統一を図った場合の影響が大きいことが想定」、「仮に書面様式を統一しても独自に項目を追加する市区町村が出てくれば、結果として様式の統一が図られないことも考えられる。」としており、総括表の様式の統一が図られないことについても同様の事情が推察される。

表 13 平成 29 年度個人住民税検討会報告書 (平成 30 年 3 月総務省自治税務局市町村税課 取りまとめ)(抜粋)

#### 第3 特別徴収の推進

- 3 特別徴収の徹底(普通徴収の認定等)に係る論点
  - (2) 普通徴収に切り替える申出理由統一の方法
    - ① 省令様式(給与支払報告書(総括表・個人別明細書))の改正

地方税法の規定に基づき、納税義務者等の実情に即して市区町村が普通徴収の認定を行うことが許容されていることを踏まえると、仮に、省令様式の改正により様式上に普通徴収の申出理由を統一的に選択肢として設けた場合、当該選択肢に該当することにより普通徴収が認められると納税義務者等に誤認されるか、若しくは一定の規範性を持つと受け止められ、事実上の認定要件となる懸念もあると考えられる。

また、<u>書面については様式に独自の記入項目を設けている市区町村も多く、統一を図った場合の影響が大きいことが想定されるとともに、仮に書面様式を統一しても独自に項目を追</u>加する市区町村が出てくれば、結果として様式の統一が図られないことも考えられる。

(注)下線は当局が付した。

# (5) 地方公共団体間における総括表の様式統一に関連する取組

# ア 関東甲信越圏内で共通して使用できる様式について

A 区では、総括表について、独自様式を定める一方、他の地方公共団体 と共用している様式があるとしている。

同様式について、関東地方では、昭和 43 年頃定められた関東甲信越の 1 都 9 県 (注) での共通様式(以下「関東甲信越様式」という。様式の詳細 は表 14 参照) があり、現在でも、東京都内等の地方公共団体では共通様 式として取り扱われている、と説明している。

(注) 東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県及び 長野県

一方、A区における具体的な取扱をみると、関東甲信越様式により総括表を提出することも可能としながらも、前年度に総括表の提出実績がある事業所には、独自様式の総括表をあらかじめ送付し、独自様式による総括表の提出を促している状況もみられた。

表 14 関東甲信越様式

選加 平成31年 月 日报		1 1000	年度(30	)年分)系	诗支払载	设告書	(総括	表)	1月	31 E	までに	提出し	,7	ください。				
1		追 加	平	成 31 年	月				※ 種	别	※ 整	理番片	7	*				
		訂正					長	殿										
		1 40 1: 0																
(住所) 電話( ) 一番 14 会給者 (17 円 水の) 14 会給者 (17 円 水の) 14 会給者 (17 円 水の) 15 世代 (17 円 水の) 15 世代 (17 円 水の) 16 大山瀬 名人員 名 (17 円 株	をニ	支払期間	平成	年	月分か	6	月分ま	まで		10 #	是出区分	年間	分	退職者分				
(住所) 電話( ) 一番 14 交給者 (スカイム) 14 交給者 (スカイム) 14 交給者 (スカイム) 15 製作書 (スカイス) 15 製作書 (スカイス) 16 介表 (スカイス) 16 介表 (スカイス) 2 内 (元本)	人れずに	2 給与支払者。 個人番 又は法人番	P. C.									11 給与支 方法	払の					
(住所) 電話( ) 一番 14 会給者 (17 円 水の) 14 会給者 (17 円 水の) 14 会給者 (17 円 水の) 15 世代 (17 円 水の) 15 世代 (17 円 水の) 16 大山瀬 名人員 名 (17 円 株	書敷	3 型 払 者 郵便番号	₹	_		2000							П					
(住所) 電話( ) 一番 14 会給者 (17 円 水の) 14 会給者 (17 円 水の) 14 会給者 (17 円 水の) 15 世代 (17 円 水の) 15 世代 (17 円 水の) 16 大山瀬 名人員 名 (17 円 株	てして											事業種E	その東西					
(住所) 電話( ) 一番 14 会給者 (17 円 水の) 14 会給者 (17 円 水の) 14 会給者 (17 円 水の) 15 世代 (17 円 水の) 15 世代 (17 円 水の) 16 大山瀬 名人員 名 (17 円 株	だカ	給 与								t	ル内	10	學典					
(アリガナ) 名 移 (氏名)		支払者所在地	-	電話(	)		_		番			提出分区町村	· 市数					
(氏名) 6代表者の 職氏名印 7経理責任 者 氏名 8 連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号 () 一 番 内線 間の名称及 () 所 能物 () 表彰 ()	0		)		合者員	名												
(氏名)		名和	5									15報台	宁普					
6代表者の 職氏名印 7経理責任 名 近名 8 連絡者の 係及び氏 名 遊びに 電話番号 9 会計事務所 等の名称 () 一番 内線 間別の名称及 (%等): (***)														名				
<ul> <li>職氏名印         <ul> <li>7 経理責任</li></ul></li></ul>												16 35	退職	4.				
7		職氏名印	Í											名				
<ul> <li>○ 連絡者の 係及び氏 名並びに 電話番号</li> <li>① 追加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれ○で囲んでください。</li> <li>② 「1給与の支払期間」欄には、「15報告書人員」(提出区分が「退職者分」の場合は「うち退職者人員)とする。)に給与を支払った期間を記載してください。</li> <li>③ 「2給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けで記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けで記載してください。</li> <li>④ 「8連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。</li> <li>⑤ 「10提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。</li> <li>⑥ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。</li> <li>⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。</li> <li>⑧ 「15報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す</li> </ul>		7 経理責任 者 氏 名										税制		税務署				
名並びに ( ) - 番 内線 雷 関の名称及 ( ) 所 在 地 19 新26年間 ( ) 一 番 内線 雷 関の名称及 ( ) 所 在 地 19 新26年間 ( ) 一 番 19 新26年間 ( ) 所 在 地 19 新26年間 ( ) 明 19 本 19						係 氏	名					(名称)						
<ul> <li>電話番号</li> <li>9 会計場所 等の名称</li> <li>① 通加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれ○で囲んでください。</li> <li>② 「1給与の支払期間」欄には、「15報告書人員」(提出区分が「退職者分」の場合は「うち退職者人員」とする。)に結らを支払った期間を記載してください。</li> <li>③ 「2給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けで記載してください。なお、個人番号を記載で基づば電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。</li> <li>⑤ 「10 提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。</li> <li>⑥ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月絡、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。</li> <li>⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。</li> <li>⑧ 「15報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す</li> </ul>		係及び日名並びに	(	)	7_7		来由	1.00	9	す	る金融機	(所在地)						
( ) 田田 19 編書報告報告 ( ) 田田 19 編書報告報告 ( ) 日 編書報告 ( ) 日 編書報告 ( ) 日 編書報告 ( ) 日 編書者 ( ) 日 編書 ( ) 日 組書 ( )		電話番号	- 1															
<ul> <li>① 追加報告のときは「追加」、訂正の場合は「訂正」をそれぞれ○で囲んでください。</li> <li>② 「1給与の支払期間」欄には、「15報告書人員」(提出区分が「退職者分」の場合は「うち退職者人員」とする。)に給与を支払った期間を記載してください。</li> <li>③ 「2給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。</li> <li>④ 「8連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。</li> <li>⑤ 「10提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。</li> <li>⑥ 「11給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。</li> <li>⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。</li> <li>⑧ 「15報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す</li> </ul>		o A mil ole where								しい	所在地							
人員」とする。)に給与を支払った期間を記載してください。  ② 「2 給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1 文字空けて記載してください。  ③ 「8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。  ⑤ 「10 提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を〇で囲んでください。  ⑤ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。  ⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。  ⑧ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す						(	)	-	1		所在地							
<ul> <li>③ 「2給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。</li> <li>④ 「8連絡者の係及び氏名並びに電話番号/欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。</li> <li>⑤ 「10提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。</li> <li>⑥ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。</li> <li>⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。</li> <li>⑧ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す</li> </ul>		等の名和 ① 追加	報告のと						それぞれ	F 19 ○で	所 在 地 前年の特別徴収 義務者指定番号 囲んでく							
の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同 じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けで記載してください。  ③ 「8連絡者の係及び氏名並びに電話番号』欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。  ⑤ 「10 提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。  ⑥ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。  ⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。  ⑧ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す		等の名和 ① 追加 ② 「1	報告のと 給与の支	払期間」権	<b>明には、「1</b>	5 報告	書人員」	(提)	それぞれ	F 19 ○で	所 在 地 前年の特別徴収 義務者指定番号 囲んでく			うち退職者				
じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。  ① 「8連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。 ③ 「10 提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を○で囲んでください。 ⑥ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。 ⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。 ⑧ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す		等の名和 ① 追加 ② 「1 人員」	報告のと 給与の支 とする。	払期間」権 ) に給与る	¶には、「1 と支払った」	5 報告	書人員」記載して	(提)	それぞれ 出区分か さい。	計 19	所 在 地 前年の特別徴収 義務者指定番号 囲んでく 職者分」	の場合	は「					
を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。  ③ 「8連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。  ⑤ 「10 提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を〇で囲んでください。  ⑥ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。  ⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。  ⑧ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す		等の名和 ① 追加 ② 「1 人員」 ③ 「2	報告のと 給与の支 とする。 給与支払	払期間」権 )に給与る 者の個人者	Wには、「1 を支払った! #号又は法。	5 報告 期間を言 人番号」	書人員」 記載して   欄には	(提) くださ は、給!	それぞれ 出区分か さい。 与支払者	計 19 ○では 「退 の個	所 在 地 自年の特別版な 表籍者指定番号 囲んでく 職者分」 人番号	の場合 行政手	は「 続に	おける特定				
<ul> <li>① 「8連絡者の係及び氏名並びに電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。</li> <li>⑤ 「10提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を〇で囲んでください。</li> <li>⑥ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。</li> <li>⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。</li> <li>⑧ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す</li> </ul>		等の名和 ① 追加 ② 「1 人員」 ③ 「2 の個人	報告のと給与の支とする。給与支払、を識別す	払期間」権 )に給与る 者の個人を るためのも	『には、「1 を支払った』 『号又は法』 『号の利用	5報告 期間を記 人番号」 等に関す	書人員」 記載して   欄には する法律	(提) くださ は、給! は、給!	それぞれ 出区分か さい。 写支払者 条第5項	計 19 ○では 「退 の個に規	所 在 地 信等の特別報報 表籍者報定番号 田 ん で く ご 歌者 子 分 』 人 定 す る 個	の場合 行政手 人番号	は「 続に をい	おける特定 う。以下同				
係名及びその電話番号を記載してください。  ⑤ 「10 提出区分」欄は、退職者についてのみ支払報告書を提出する場合には、「退職者分」を、その他の場合は「年間分」を〇で囲んでください。  ⑥ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。  ⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。  ⑧ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す	$\Omega$	等の名和 ① 追加 ② 「1 人員」 ③ 「2 の個人 じ。)	報告のと 給与の支 とする。 給与支払 を識別す 又は法人	払期間」構 )に給与す 者の個人す るためのす 番号(同条	制には、「1 を支払った」 番号又は法。 番号の利用 第15項に規	5報告 期間を言 人番号」 等に関う 定する	書人員」 記載して 開には する法律 法人番	(提) くださ は、給! は、給! 身をい	それぞれ 出区分か さい。 写支払者 条第5項 う。) を	計 19 ○では 「退 の個に規	所 在 地 信等の特別報報 表籍者報定番号 田 ん で く ご 歌者 子 分 』 人 定 す る 個	の場合 行政手 人番号	は「 続に をい	おける特定 う。以下同				
他の場合は「年間分」を〇で囲んでください。  ⑤ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。  ⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。  ⑥ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す	0	等の名和 ① 追加 ② 「1 人員」 ③ 「2 の個人 じ。) を記載	報告のと 給与の支 とする。 給与支払 を を を は 法人 する場合	払期間」相 )に給与る 者の個人者 るためのる 番号(同条 は、左側を	制には、「1 と支払った」 計号又は法。 計号の利用 第15項に規 を1文字空に	5報告 明問を記 人番号」 等に関 っ に関 っ た っ た に に た に に に た に に に に に に に に に	書人員」 記載して 間には する法律 法人番 裁してく	(提) くださ は、給! 第2% 号をい	それぞれ 出区分か さい。 与支払者 条第 5 項 う。) を	6 19 ○では の 個 に 規 記載	所在地 東京の特別を書き 囲んでくう 一人でする。 はなってくだ	の場合 行政手 人番号 さい。	は「 続に を なお	おける特定 う。以下同 、個人番号				
<ul> <li>⑤ 「11 給与支払の方法及び期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。</li> <li>⑦ 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。</li> <li>⑥ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す</li> </ul>	0	等の名和 ① 追加 ② 「1 人員」 ③ 「2 の個人 じ。) を記載 ④ 「8	報告のときる。 お与する。 お与支 を を を は とする。 とする。 を は とする。 と する。 と する。 と する。 と する。 と する。 と する。 と する。 と する。 と する。 と する。 と する。 と する。 と する。 と する。 と る。 と	払期間」 材期間」 者の個人者 るための者 番号(同条 は、左側を 係及び氏名	制には、「1 と支払った。 計号又は法。 計号の利用 第15項に規 と1文字空い 公並びに電話	5報告 期間を請 人番号」 等に関う 定する けて記載 活番号」	書人員」 記載して は 付る法律 法人番 哉してく	(提) くださ は、給! 第2% 号をい	それぞれ 出区分か さい。 与支払者 条第 5 項 う。) を	6 19 ○では の 個 に 規 記載	所在地 東京の特別を書き 囲んでくう 一人でする。 はなってくだ	の場合 行政手 人番号 さい。	は「 続に を なお	おける特定 う。以下同 、個人番号				
さい。  ① 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。  ③ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す	Ω	<ol> <li>等の名和</li> <li>追加</li> <li>(2) 「1</li> <li>人員」</li> <li>3) 「2</li> <li>の個人</li> <li>じ。)</li> <li>を記載</li> <li>係名及</li> </ol>	報告のと 総与の支 とする支別 を を を を を は は は は は を を の の の の の の の の の の の が が は は は は は は は は は は は は は	払期間」 構 対 に 給与 を 者 の 個人 者 る た め の 者 番 号 (同条 を は 、 左 び 氏 を 話番号を 言	制には、「1 と支払った列 計号又は法。 計算の利用 第15項に規 と 1 文字空に 記述びに電記 記載してくが	5報告 期間を計 人番男 一 一 にする にする ま こ て る と さ さ い る と し る と り こ く こ く こ く こ く こ く こ く こ と ら こ く こ く こ と ら こ く こ と ら と ら 、 と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と	書人員」 記載して  欄には する法律 法人番 歳してく	(提) くださ は、給生 第2多 号をい ださい たこの	それぞれ 出区分か ち支払者項 を う。)を う。)を い。	ト 19 ○では の個規載 につい	所在地域を終めている。 所在地域を終める。 明本者が記述を 明本者が 日本る 日本者が 日本を 日本を 日本を 日本を 日本を 日本を 日本を 日本を	の場合 行政手 人番号 さい。	は「続にだいなお、	おける特定 う。以下同 、個人番号 名、所属課、				
<ul> <li>① 「14 受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。</li> <li>③ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す</li> </ul>	0	等の名和 ① 追加 ② 「1 人員」 ③ 「2 の個人 じ。) を記 係名の ⑤ 「10 他の場	報告のと支。 報告のと支給を設ける。 を設けるというでははは、 ははは場合のでは、 はなるのでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないできる。 とないできる。 とないでも。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	払期間」 材 を	制には、「1 を支払った。 計号号の利用制 第15項に対して ら並びに電話 記職として に退職者にで	5報告に関する記載ののののでは、 かんださい ださい ださい	書人員」 記載して には する人人者 は しては は しては な な と して は は して は は して は る と して は る と る と る と る と る と る と る と る と る と る	(提) (提) (提) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表	たれぞれ 出区分か い。 与支払者項 う。)を い。 の報告書	19 で退 個規載	所在地域を含む。 原資本の特別を含む。 財助して、 大定する。 大定する。 大には、 大には、 たでは、 たでは、 たでは、	の場合 行政手号 いる者 は 退職	は「続にいなお、の氏名	おける特定 う。以下同 、個人番号  名、所属課 、				
の支払を受けている者の総人員を記載してください。 ③ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す	0	等の名称   1	報告のと支。 報告のと支給を設ける。 を設けるというでははは、 ははは場合のでは、 はなるのでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないできる。 とないできる。 とないでも。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。	払期間」 材 を	制には、「1 を支払った。 計号号の利用制 第15項に対して ら並びに電話 記職として に退職者にで	5報告に関する記載ののののでは、 かんださい ださい ださい	書人員」 記載して には する人人者 は しては は しては な な と して は は して は は して は る と して は る と る と る と る と る と る と る と る と る と る	(提) (提) (提) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表	たれぞれ 出区分か い。 与支払者項 う。)を い。 の報告書	19 で退 個規載	所在地域を含む。 原資本の特別を含む。 財助して、 大定する。 大定する。 大には、 大には、 たでは、 たでは、 たでは、	の場合 行政手号 いる者 は 退職	は「続にいなお、の氏名	おける特定 う。以下同 、個人番号  名、所属課 、				
⑧ 「15 報告書人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出す	0	等の名称   1	報告のと 給与の支払 会 会 を 設別 会 会 会 を 設別 会 と 会 着 を し る る 。 を し る と は と 場 る の し は と は る る る の し し し し し し し し し し し し し し し し	払期間」相等を表しています。 おの個の同側は発生を表しています。 おの個の同側は発生を表しています。 は、保護者は、を保護者の方法を表しています。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なび氏を言います。 は、なびたを言います。 は、なびたを言います。 は、なびたを言います。 は、なびたを言います。 は、なびたを言います。 は、なびたを言います。 は、なびたを言います。 は、なびたを言います。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、なびたないます。 は、ながないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	間には、「1 を支払った」 音号又は法。 音号の利用 第15項に規 を1文字空に る並びに電話 己載してくた び期日」欄 び期日」欄	5報告書 期間番号 関係にする計 にする計 にする計 になるでする になるできる になるできる になる には、、	書記載欄を送成欄を送成欄を送成欄を送成欄を送しては 対は、 対は、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 が	(提出 くだされ、 は、給き は、給き だこの は、と書	それぞれ 出区分か 与支払者項 ラを第5。)を を とい。 を を を り、 の を を を り、 の を り、 の を り、 の り、 の	19 で退 のに退 のに記 る場 20日	所在明確報等 開出のでくう 開出のでくう 一般を表示を表示している。 一般を表示している。 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、	の場合 行人さ する 退 日曜 日	は「続にないなお、の氏名者分と記	おける特定 う。以下同 、個人番号 ろ、所属課、 」を、その 載してくだ				
	<b>10</b>	等の名称   1	報告のと 給与の支払 会 会 を を は は 会 者 る の 支 込 す 支 別 別 人 は る 場 者 る の で り り し は は る る る し り し し し し し し し し し し し し と し し と し と	払期間」 相対 は に は ない は に 給 ら を は に 係 及 び 氏 き に 係 及 び 氏 き 計 に し の 方 法 と し 員 」 欄	間には、「1 を支払った」 を予しましま を予りの利用等 第15項に規 と1文字空に と1文字空に と1文字空に が取出して が関して が関目し で が が が が が に が に が に が に が が に が に が が が が が が が が が が が が が	5報告書 明書という。 お問書という。 おいる。 おいる。 おいる。 おいる。 おいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 は	書材しては 書報欄には 者を表しては 者を表しては のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは ので	(提信などは、給きないは、 は、給きをいいない。 は、この は、この は、、 を答答をさいて、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、	それぞれ 出区分か 与支払者項 ラを第5。)を を とい。 を を を り、 の を を を り、 の を り、 の を り、 の り、 の	19 で退 のに退 のに記 る場 20日	所在明確報等 開出のでくう 開出のでくう 一般を表示を表示している。 一般を表示している。 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、 一を、	の場合 行人さ する 退 日曜 日	は「続にないなお、の氏名者分と記	おける特定 う。以下同 、個人番号 ろ、所属課、 」を、その 載してくだ				
市 る人員 (出版者八具を含む。) を無べ人数で記載してください。 ⑤ 「16 うち退職者人員」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提 村村 提 10 ※印の欄は記載しないでください。	0	等の名称   1	報告のとき 総計 を は と 給 を 能 と 給 を 能 は 法 場 合 の 区 欠 さ 高 都 そ 出 区 技 合 給 合 名 名 で の 区 欠 す る 給 す 支 む 者 で し そ 受 け ん と 受 せ ん と 受 け ん と で 受 け ん と で 受 け ん と で 受 け ん と で 受 け ん と で 受 け ん と で で か ま か に か に か に か に か に か に か に か に か に	払期間」 対期間 対期間 大の個人人で を は係る番は、係る番目は、係る番目は、係る番目は、係る が、の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	間には、「1 と支払った」 を支払ったよ を予ります。 を予ります。 を1を対してにようさい。 で期日」「期日」「間によりで期日」「間によりである。 には、1月によりでは、1月によりである。 には、1月によりでは、1月によりである。 には、1月によりである。	5 報告語の場合を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現のできない。 日本の はんしん おんしん おんしん おんしん おんしん おんしん おんしん おんしん	書報 側を 法裁 棚 みい 月 在 ださい まない おい がい おい がい おい がい おい がい おい がい おい がい おい かい 月 在 ださい	(提出された) くだ。 は、給りを は、 は、 は、 は、 は、 は、 に と に と さ と さ と さ た さ 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	それぞれが 出区分か 与支払者項を う。)を 書を提出す 及び毎月	野 19 で退 個規載 つい場 20日 す	所在報報 所在報報 所有報報 所有報報 が付いています。 所のでは、 のでは、	の場合をする。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。	は「続をなり氏名分記等	おける特定 う。以下間 、個人番号 、所属課、 」を、その 載してくだ から給与等				
町 ① 110 7 5 起歌者の人員」所には、提出光の印刷行に対して「新子文仏報音書(個人別明和書)」を使 村村 出する退職者の人員を延べ人数で記載してください。 提 ※印の欄は記載しないでください。	0	等の名称 ① 適加 ② 「1 ③ 「1 ③ 「1 ③ 「6 「6 「7 「1 6 6 「1 で で 1 の で 5 1 8 「1 1 の で 5 1 8 「1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	報告のとうない。 報給と給きを以は、 を記述は、 はは、場合ので、 を記述は、 はなり、 を記述は、 はなり、 はなり、 はなり、 になり、	払期に 対期に がは保証した。 がは保証した。 がは保証した。 がは保証した。 がは保証した。 がは保証した。 がは保証した。 がは保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 は保証した。 はない。 はな	間には、「1 と支払った」 を支払ったよ を予ります。 を予ります。 をとりませいでは、 である。 である。 である。 である。 である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	5 報告を引き、 おります おります おります おります おります おります おります おります	書報 側を 法裁 棚 を は は 本 が 月 在 に だ に 対 !	(提信ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	それぞれかか 名項を おい。 名項を うを等う。) を を提出を を提出を をしてのでする。 を を といるでする。 のでするでする。 のでするでする。 といるできませる。 といるできませる。 といるできまする。 といるできまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	野 19 で退 個規載 つい場 20日 す	所在報報 所在報報 所有報報 所有報報 が付いています。 所のでは、 のでは、	の場合をする。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。 の場合のである。	は「続をなり氏名分記等	おける特定 う。以下間 、個人番号 、所属課、 」を、その 載してくだ から給与等				
カラル 10 ※印の欄は記載しないでください。 出 ① ※印の欄は記載しないでください。	(市区	等の名称	報告のと支 総合の支 総合の支 総合の支 を に は は は は は は は は は は は は は	払期間 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	間には、「1 を支払った影音号の和に表している。 を多りては、 を多りでは、 を多りでは、 を含むがでしている。 でがいる。 でがいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	5 報告を見ている。 おりまま おりまま とう おります とう はいます という はいます とう はいます という はいま という はいます という はいま という はいま という はいま という はいまま という はいままま という はいままままままままままままままままままままままままままままままままままま	書記 す法成 棚 支の月 在く村で記載棚る人し棚 支の給 にだに対しては 払 ぶ おいいれ	(提供ないないないないない。 は、給金をいないない。 は、、最も等がない。 でしてくたい。	それぞ分か とうまない。 出いの。 おりまい。 おります。 をうります。 ののでは、	野 19 で退 個規載 つい場 20日 す 告	所の自発性を受ける。 一般	の行人さする退日事期	は「統にはない氏名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大	おける特定 う。以下同 、個人番号 ら、所属課、 」を、その 載してくだ から給与等 」を提出す				
田 奥中の側は記載しないでください。	(市区町社	等の名称	報給とおきな別する。私会のである。私会のである。私会のである。私会のである。私会のでは、本名のでは、本名のでは、本名ので、本名のでは、そるのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そのでは、そ	払りの者をは係話し、間からは、 が関係を関係しています。 は係話し、というでは、 は保証をは、 は保証をは、 は保証をは、 を及るのでは、 はないまする。 はないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	間には、「1 Pと支払った 計算を 計算を 計算を 計算を 計算を 計算を には、「1 計算を には、「1 には、「1 には、「1 には、で 相には、しまを はは、しまを は、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と、と	5 報告語の人等に対する。 おりまま おりまま とうりょう おりまま とうしょう おりょう はいのい はい	書記 す法成 棚 支の月 在ぐ村に記町日日には待番くは 本 ぶ おいけ 記町 せいだい おいり	(提供を発生の) は、 (提供を発生の) は、 (提供を発生の) は、 (提供を発生の) は、 (基件の) は	それぞ分か とうまない。 出いの。 おりまい。 おります。 をうります。 ののでは、	野 19 で退 個規載 つい場 20日 す 告	所の自発性を受ける。 一般	の行人さする退日事期	は「統にはない氏名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大	おける特定 う。以下同 、個人番号 ら、所属課、 」を、その 載してくだ から給与等 」を提出す				
m	(市区町村提	等の名称	報告のとする。 報給と特別は場合のである。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 を対している。 のである。 のでる。 のである。 のでる。 のである。 のでる。 のである。 のでる。 のでる。 のでる。 ので。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 ので。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 ので。 ので。 のでる。 ので。 ので。 のでる。 のでる。 ので。 ので。 ので。 のでる。 ので。 。 ので。 ので。 ので。 ので。 ので。 ので。	払り 者るため は係話し間の おり といい 具人者人の はい しょく はん をいい しょく はん をいい しょく 相の はい しょく 相の にっしゃ はい しょく 相の にっしゃ はい	間には、「15 を支払った を支持号の利にないた を予りの利にないます。 では、からは、日本 では、からは、日本 では、からは、からは、からは、からは、からは、ない。 では、からは、からは、ない。 では、からは、ない。 では、からは、ない。 では、からは、ない。 では、からは、ない。 では、からは、ない。 では、ない。 では、からは、ない。 では、からは、ない。 では、からは、ない。 では、からは、ない。 では、からは、ない。 では、からは、ない。 では、からは、ない。 では、ない。 では、からは、ない。 では、からは、ない。 では、ない。 では、からは、ない。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	5 関人番にする。 1 日 と で で で で で で で で で で で で で と し で へ 出 し の で 人 出 し の で 人 出 し し で で で で で で で で で で で で で で で で で	書記 す法成 棚 支の月 在ぐ村に記町日日には待番くは 本 ぶ おいけ 記町 せいだい おいり	(提供を発生の) は、 (提供を発生の) は、 (提供を発生の) は、 (提供を発生の) は、 (基件の) は	それぞ分か とうまない。 出いの。 おりまい。 おります。 をうります。 ののでは、	野 19 で退 個規載 つい場 20日 す 告	所の自発性を受ける。 一般	の行人さする退日事期	は「統にはない氏名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大名から、大	おける特定 う。以下同 、個人番号 ら、所属課、 」を、その 載してくだ から給与等 」を提出す				

(注) 当局の調査結果による。

# イ 九都県市特別徴収推進検討会における総括表様式の統一化の動きについ て

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及びこれら4都県内に所在する5政令市が組織する「九都県市特別徴収推進検討会(※)」は、平成29年に総括表が各市区町村で相違しており、事業所の負担増となっていることを踏まえ、総括表のうち事業所が記入を要する部分は原則統一するとの方針を定めるとともに、同方針に基づき、表14のとおり総括表の共通様式を策定している。

※ 首都圏において多くの者が都県域を越えて通勤している状況を踏まえ、同圏域に所在 する都県及び政令市が特別徴収の効果的な推進を一体となって取り組むことを目的とし て設置された検討会。

表 15 九都県市特別徴収推進検討会が定めた総括表の共通様式

	追	加		平	成		年			月			日	t	是出	ıГ	1	牛	寺別	徴収	又義	務者	指定	官番	号	4000	]						
	部	正	00000	e de Service	i de la constante de la consta	e	200.00							Ę.	殿					240(253)													
1	給支	与 払		の問	龙成		4	F		月:	分か	5		月分	分まっ	C	10	提	出区	分		年間	引分	退	職者	分							
	2 版义は	人法	游人游	8				i													11	43	140	,		W.							
	-		番	_	Ŧ							****			數		X 6				カ 12	去及	び期日	-			4						
	(7	リフ	1ナ	)											1						18		H ~ o			5000							
与士	4																				13		と 事 明	-			-						
支払	所																				rts	K F	村業				1						
拉者	( 1	E	所	) 1	iss	(		)			-			0.000.000	100000000000000000000000000000000000000						14 受	â K	8人员				1						
^	(7	リソ	ナナ	)													_				Γ		1 微电										
特別	5	名		尓						-							-				15		5天引	Sec		人							
加徵	•	£		1																	報告	普通 特別	徴収り 由書の	3			1						
	6 ft			Ď		-			100000		20.					1999	. 19		c.		스		- 人 数			人	1						
義	職	氏	名	(I)		80	- 5	e: .													員	合	計				ı						
	7 経																				16			-		人	1						
)	者 8 連	氏欽		Z Z			von A	9-5 p									_	_		17	所	轄稅	務署 (名称)			税務:	3						
	係	及	CK	£				108	2000		20 SANG.		係	氏名	5		zatybi										1						
	名電							)		-				拥	内	線(			)	+ 3	10	to 1/2	(所在地	3)									
9		2090		+				No. or it					7.0			5000				関の	所 有												
	会部				8 <u>.</u>		_																				4						
	び1	i H	番	믕				)						꿦	ř					自	小人	K.	要		7	、要							
N	*	普通	徽山	123	る	品合	は、	普通	極	収步	J桲.	理由	書0	)提	出が	必要	C.	h. I	24														
<b>(</b>		追	n#B	±0	上去	14[	自力	n. f	ma	in:	<b>基企</b>	₹±1	era	بلاا	それ	ぞれ	.07	1111	1.	くださ	W.												
2																				記載		くださ	W.										
(3)																							定の作										
																							司じ。記載										
								足す 成して				2	1)0	18	中心中化	C.	1/2	CA,	18.	10, 10	八百	1.2.5	- ACHX	90	物日	id.							
4					7. Table						1000	番号	- 1相	nz.	土. 参	2告》	等に	201	ては	:答す	る者	OH	名、月	斤属:	课、								
3								を前						10000				18		- f		2003											
(5)	8													与	支払	報告	書を	提出	出する	5場台	1316	t, r	退職者	分	を、								
220			100000					分1を								3.5										Ī.							
6																										さい。							
								制にか								与の	支拉	かっ	る	務的	T、 4	業用	等か	ら給	与等								
7																																	

# 4 関係行政機関の意見

# (1) 総務省自治税務局

・ 地方税に関する事務については、地方税法において地方公共団体がその課税権を行使し得る範囲(枠)を定め、具体的な徴税事務については、 地方公共団体が地方税法を踏まえて定める条例により定めることが基本である。

しかし、総括表については、「地方税法の施行に関する取扱いについて (市町村税関係)」(平成22年4月1日付け総税市第16号、平成31年4月1日最終改定)において、事業者の事務負担軽減のために、様式は法定様式によることを地方公共団体に強く求めている。

各市区町村が定めている総括表の様式の全てを承知してはいないが、 一部の市区町村において必ずしも法定様式を利用していないことは承知している。

当局としては、前述のとおり様式は法定様式によることを求めているものの、地方公共団体において、それぞれの事情に応じて独自の様式を

定め事務を行う場合があり、統一に至らない状況である。

・ 法定様式については、マイナンバー制度導入時に、法人番号の記載欄を定めたほかは、近年、様式改正を行っていない。

現在、法定様式について市区町村からも様式を見直してほしいとの意見が寄せられていないことから、現時点では改正の予定はない。

・ 既に、基準年(前々年)に税務署へ提出する所得税の源泉徴収票の提出枚数が 1,000 枚以上の事業者については、eLTAX を利用した地方税の電子申告が義務付けられている。令和 3 年 1 月以後は、電子申告義務化の対象について、100 枚以上の事業者にまで対象が広がることとされており、eLTAX の利用率はさらに高くなると想定している。

上記の電子申告義務化と併せて、まだ電子申告を導入していない事業 所に対する利用推進を図ることを通じて、給与支払報告に係る事業者の 負担軽減を図りたい。

# (2) 地方公共団体

# ① A 区

(紙媒体での総括表の提出に関する意見)

- ・ 当区では、紙媒体での総括表の提出に関して、必要な情報の記入漏れによる補正作業を防ぐ観点から、事業所に対し独自様式により報告するよう推奨している。しかし、国全体として統一した様式を作るのであれば、事業所の記入漏れや、記入漏れによる区の補正作業といった対応も減ることが考えられ、事業者及び区の双方の負担軽減につながると思う。
- ・ 仮に、国全体として紙媒体での総括表様式を統一することとした場合、総括表への宛先や指定番号の印字を新たな様式に対応するよう調整する必要などにより、予算の支出が必要となることは想定されるが、これまでも税制改正の度に総括表様式を見直しており、対応は可能である。

ただし、区において、新たな総括表様式の使用に対応するための準備に必要な時間を確保することには配慮してほしい。

# (eLTAX での総括表の提出に関する意見)

・ eLTAX では、「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄及び「指定番号」欄が設けられているが、これらの欄に入力しなくても報告を提出することが可能となっているため、事業者の中には、これらの欄に入力しないまま提出する場合もある。

「給与支払者の個人番号又は法人番号」や「指定番号」を記入しないまま提出されると、以前から当区内に所在していた事業所であっても、名称や所在地の変更が生じた場合、新規事業所と誤って判断し、問い合わせ等を行ってしまうことがある。

今後、eLTAXの利用が更に拡大した場合、上記のような事例が多く発生することが考えられ、確実に「給与支払者の個人番号又は法人番号」及び「指定番号」を記入してもらうことが必要と考えている。

このため、eLTAX において、少なくとも「給与支払者の個人番号又は法人番号」(※)を、必須の入力項目として、記入しなければ提出を行うことができない設定に見直してほしい。

※ 「指定番号」については、新規に設立された事業者においては付番されていないため、記載できない。

# ② B市

(紙媒体での総括表の提出に関する意見)

・ 総括表を提出する事業所の負担を考慮すると、様式を統一すること が必要である一方、市区町村において使用している個人住民税システムがそれぞれ異なることを踏まえると、統一が困難な部分が生じる可 能性も考えられる。

このことを踏まえると、様式をある程度統一しながらも、各市区町 村が様式を一部修正できる裁量を認めることは必要ではないか。

- ・ 現在、各市区町村において総括表様式を定めるにあたり、法定様式 から事務に不要な記載項目の削除及び事務に必要な記載項目を追加 していることを踏まえると、総括表様式の統一に当たっては、市区町 村の意見を踏まえ様式を定めてほしい。
- ・ 現在、eLTAX を使った総括表の提出も可能であるが、総括表を eLTAX による提出ではなく紙媒体で提出したいという事業所は一定 数ある。特に個人事業主では紙媒体で提出するニーズが多い印象が あり、今後も紙媒体での提出を希望する事業所がなくなることは無 いと思われる。

# (eLTAX での総括表の提出に関する意見)

- ・ 当市における個人住民税の賦課・徴収業務に必要な情報については、 おおむね eLTAX から出力可能(※)であり、eLTAX から出力される情報に不足を感じたことはない。
- ※ B市の総括表様式に設けられている情報のうち、eLTAX における総括表の様式に 設けられていない記載項目に「徴収方法別(特別徴収、普通徴収)別の報告人員」 があるが、B市は「同情報は、給与支払報告の個人別明細票に係る入力内容に含ま れており、eLTAX において確認可能」としている。

# (3) 関係団体、事業所

# 税理士

・ 総括表については、私の活動する地域の周辺の市区町村では、記載項目にさほど大きな違いはない一方、用紙の大きさや記載欄の位置といった様式はそれぞれ異なっている。

給与支払報告を提出する立場からすると、総括表の様式が提出先の

市区町村ごとに異なっていては、手続が非常に煩雑となる。また、手 続に不慣れな事業者の場合、様式が違うと別の手続の書類であると誤 認するケースも多いだろう。

・ eLTAX では、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる 給与支払報告の提出が可能である。

しかし、小規模の事業所では、eLTAX を利用するために使用するパソコンを導入することや、給与事務の担当職員に eLTAX の利用を習熟させることも困難というケースもある。

このことを考慮すると、今後、eLTAXの利用促進が図られても、紙媒体で給与支払報告を提出することを希望する事業所のニーズがなくなることはないと考えられ、このような事業所の手続負担を軽減するため、是非、総括表の様式を統一してもらいたい。

# ② 事業所 1 (商工会)

・ 押印の要否やどの欄まで記載すればよいのか等市区町村によって 様々で分かりにくい。総括表の様式が統一されている方が、初めて業 務を担当するときにも調べやすくてよい。

# ③ 事業所 2 (商工会)

- ・ 当事業所では、毎年9名ほど、6~7市町村へ給与支払報告を紙媒体 で行っている。
- ・ 記載場所や欄の大きさ等市町村ごとに微妙に異なっていて作業が大変な上に、紙の大きさも異なるので、保管もしづらい。困っているので、総括表の様式が統一されるのなら大変ありがたい。

#### ④ 事業所3(電気配線工事業)

- ・ 当事業所には、現在9人の従業員がいるが、従業員が居住する市の 数は4市である。総括表は、それぞれの市ごとに紙媒体で作成・報告 している。
- ・ eLTAX を利用した給与支払報告については、従業員数が増加すれば 実施を検討するかもしれないが、現時点では実施予定はない。
- ・ 当事業所では、総括表の作成・報告は税理士に委託し実施している ため、報告に当たっての負担感については分からない。

ただし、総括表は、様式が市ごとに違うので、それぞれの市区の総括表について、一見しただけでは、別の手続の書類ではないかと思ってしまう。

# 5 調査結果及び関係機関の意見からみられる行政上の課題

① 地方税法施行規則では、総括表について、各市区町村に対し法定様式によることを求めている。

また、総務省自治税務局は、法定様式について、近年、法人番号の記載欄を定めたが、市区町村から改正要望も寄せられていないことから、現時点では改正の予定はないとしている。

- ② 総務省自治税務局は、総括表の様式が市区町村ごとに異なっていることの改善方策について、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業所団体、税理士会に働きかけを行う、としている。
- ③ 一方、当局が調査した 12 地方公共団体 (A 区~L 市) では、個人住民税の賦課徴収業務を適切かつ効率的に行うため、法定様式の記載項目に、各地方公共団体において必要な項目を追加し、また不要な項目の削除をした独自の総括表様式を設定している状況がみられた。
- ④ また、当局が調査した12地方公共団体(A区~L市)、税理士及び3事業者の中には、地方公共団体及び事業所双方の負担軽減のためにも様式の統一は必要ではないかとの意見(2市区)、小規模の事業所では、eLTAXを利用した総括表の電子的提出が困難な事例もあるとの指摘(税理士)や、紙媒体により実施しているが様式の統一がないので困っている(事業所)などの意見がみられる。

これらの意見を踏まえると、産業構造において、特に、中小事業所の占める割合(※)が多い中、各地方公共団体において独自の総括表様式を設定している現状は、事業所にとって必ずしも効率的なものとは言えない場合もあるのではないかと考えられる。

- ※ 平成 28 年経済センサスによると、事業所全体に占める従業員数 1,000 人以上の規模の事業所数は事業所総数の 0.03% (従業員数では全体の 5.6%)、従業員数 100 人以上999 人以下の規模の事業所数は事業所総数の 1.1% (従業員数では全体の 22.8%) となっている。
- ⑤ また、現行の eLTAX の記載項目については、法定様式の記載項目に「指定番号」及び「関与税理士氏名」を追加した形とされている。
  - この記載項目の追加によって、一部の地方公共団体では、個人住民税の 賦課・徴収業務に必要な情報について、おおむね eLTAX から出力可能との 意見がある。他方、地方公共団体の意見の中には、記載項目が必ずしも入 力されていなくても報告の提出が可能なシステムとなっているため、事業 者において記載項目の記入漏れが生じ、事業者への確認等補正作業が生じ ているとの意見もある。
- ⑥ こうしたことから、今後、特に、中小事業所の占める割合が多い状況に 鑑み、事業者の負担を一層軽減し、また、eLTAX を利用した給与支払報告の 提出を一層効果的に推進していく観点から、地方公共団体が使用する情報 システムの標準化の議論(※)にも留意しながら、市区町村の事務の運用実 態やニーズを踏まえて現行の法定様式の記載項目の設定を見直すとともに、 当該見直しの内容を、eLTAX の記載項目についても反映させることが必要 ではないかと考えられる。
  - ※ 令和元年10月10日(木)に開催された経済財政諮問会議(令和元年第8回)において、 地方公共団体が使用する情報システムの標準化について議論が行われている。

# NHK の受信契約の解約手続等の周知 第 115 回行政苦情救済推進会議の結果を踏まえた検討状況

#### NHK における対応

# 第 115 回推進会議における意見(A)

○ NHK のホームページを見たが、私の検索の仕方が下手なのか も知れないが、なかなかこれに行き当たらない。具体的な問題 たらないということがあった。

この間、租税特別措置の関係で税務署や関係省庁のホームペー ージを見ると結構親切にいろいろ書いてある。それに比べると、 短時間でうまくいかなかったが、どういう場合に解約の対象と なるのかとか、免除対象になるか、あるいは手続を具体的にど うしたらいいのか、結局探せなかった。実際あるのかどうか知 らないが、大変分かりにくいということがあるので、確かにこ ういうことでいろいろな問題が指摘されるのかという感じがす る。

- 皆さんもご存知だったのかどうか。解約できるとか、確かに 亡くなったりすれば、そこに住まないと、どうしようかという ことになる訳である。施設に入って空き家になっている状態に なっている時に、こういうことを知らないのではないかと思う ので、まずは、「こういう場合は解約できます」ということを、 親切に国民に知らしめる努力をされたらどうかと思う。
- やはり、一般市民の方々がこういう場合にはこうできるとい うことが分かりやすい形で提示されていない。

政府の方でもいろいろなところでワンストップ・サービスを 進めている訳なので、それに似たような形でもっと分かりやす いところに、みやすいところにきちんと載せておくというのが 第一ではないかと思った。

資料を読んだ限りでは、受信機を設置していたら受信契約を しなければならないとなっているが、今日の話では、受信機が あって本人もいるけれども、施設に入所したら、廃止というか 放送受信契約を要しないこととなったときに該当するというこ とを解釈として知った。そういう点も含めて、より分かりやす

# NHKへの照会事項(B)

A 欄に記載したとおり、解約や免除の対象はど をしているかといった意見が出ましたが、

- ① どのような場合に放送受信契約を解約す ることが可能となるか具体的にご教示くだ さい。
- ② 社会福祉施設に入居するとした場合、解 約または免除の違いについてご教示くださ
- ③ 解約または免除の要件及び手続に関して どのように周知(周知方法及び周知内容) しているか現状をご教示ください。
- ④ また、解約または免除の要件及び手続に 関して、今後、どのように周知していくか 具体策をご教示ください。

# NHKの回答(推進会議の議論を踏まえた検討状況)(C)

【放送受信規約、免除基準の考え方】

放送受信契約の締結義務につきましては、放送法第64条第1項にお をどういうふうに対応したらよいのか書いている部分に行き当しういった場合か、手続について分かりやすい説明しいて、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、 協会とその放送の受信についての契約をしなければならない(後略)」 と定められています。さらに、同法第64条第3項において、「協会 は、第1項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を 受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とす る。」との定めがあり、この契約の条項を定めたものが、「日本放送協 | 会受信規約(以下「放送受信規約」という。)」になります。

> このように放送受信規約は、総務大臣の認可を得て定めるものです |が、最高裁大法廷判決(平成29年12月6日)においても、放送受信 規約に関し、「原告の策定した放送受信規約に、(中略)条項が明確に 定められ、その内容が前記の受信契約の締結強制の趣旨に照らして適 正なものであり、受信設備設置者間の公平が図られていることが求め られる仕組みとなっている。また、上記以外の事項に関する条項は、 適正・公平な受信料徴収のために必要なものに限られると解される」 との認識が示されています。

放送受信規約は、受信者の義務や手続き方法等について定める内容 となっていますが、この種の規定については、正確性を期すためにあ る程度専門的、法律的な用語を使用し、簡潔に表現する必要があるも のと思料いたします。この点、「日本放送協会放送受信料免除基準(以 下「免除基準」という。)」(総務大臣の認可を得て定めるもの。)も同 様と思料いたします。

受信者の方へのご説明については、「日本放送協会平成31年度収支 予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」においても、 「平成29年12月の最高裁判所の判決も踏まえ、受信契約の勧奨等に 際しては、公共放送の役割や受信料制度の意義も含めて丁寧な説明を 行い、国民・視聴者の理解を得るよう努めること」との意見があり、 丁寧な説明、理解促進に取り組んでいるところでございます。

会議にご出席の先生方からいただいております視聴者の理解促進、 利便性の向上を図るべき旨のご意見は、真摯に受け止めて参りたいと くする喫緊の必要性はあると考える。

- 基準もそうなのだが、届出をしないと解約できないという話になっている。届出の書式も分かりにくいとか、入手方法も難しいようなので、届出をしなければ効果が発生しないものであれば、事由が発生した時に直ちに入手できるように、きちんとホームページで様式をダウンロードできるようにしておくなど、いろいろな配慮がいるのではないかと思った。
- ホームページやパンフレットで周知しているというのは、これは何を周知しているのか。

規約とか免除基準のように非常に抽象的な文言は確かに載っているけれども。

具体的には、役所によって違うけれども、非常に丁寧に、具体的な問題を挙げて、この場合にはこうする、というような形で出している分野もある。しかし、NHKの広報では、探してみてもなかった。受信料を払う立場に立って、どの程度までやっているのかというのもある。

- <u>しばらく留守にしていたら受信料はどうなるのかとか、そういうことがすぐに見て分かるような形でNHKが対応する、あるいはそのような疑問が生じないようにそもそも契約の相手方に対して、説明の分かりやすいものを配っておくというのも必要と思うが、できていない感じがする。</u>
- 受信規約及び免除基準について、そもそも、一覧表(資料)の中で、「主な相談の要旨」というのと、「受信規約又は免除基準」、これだけをみると、「受信機を廃止すること等により」と書いてある。普通の人が見て、「廃止する」というのは何か、これ自体、全く分からない。注意書きにして、例えば、壊れただとか、あるいは家を空き家にしてそこに置きっぱなしだとか、3年も使っていないとか書いておいてもらえば、そういうことかなということが分かるのだが。それも一覧表(資料)の説明では分からない状況というわけである。
- 免除基準についても、こういう場合は免除だという、基準自体が素人が見て、つまり一般の視聴者が見て、「分かりました」という理解をしながら、いつも NHK を見ているという状況でな

存じますが、その対応は、放送受信規約や免除基準の内容を平明にご 理解いただけるように、ホームページやパンフレット類の改善、充実 等に努めてまいりたいと存じます。

今回、受信契約の解約や受信料の免除についてのご案内が、現状のNHKのホームページの表示、内容では、視聴者の方に分かりづらいのではないかとの行政苦情救済推進会議でのご指摘を受け止め、NHKのホームページについては改修を行います※。

※下記、具体的な取組状況参照。

# 【具体的な取組状況】

- 推進会議の議論を踏まえた、今後の周知方策についての説明 推進会議の議論(類型 1~5 のような苦情)を踏まえ、以下のとおり対応。
  - ・解約または免除の要件及び手続に関して、公式ホームページ上で 探せないという指摘について、必要な情報を見つけやすいように公 式ホームページのレイアウトや画面展開を修正する。
  - ※【別添A】令和元年10月31日改善
  - ・公式ホームページの「よくある質問集」に放送受信契約の解約や 免除についての項目を追加し、解約に該当する事由及び手続の方法 を掲載し、周知していく。
  - ※【別添B(1)(2)】令和元年10月31日改善
  - ・契約時に配布しているパンフレットについて、放送受信契約の解 約について該当する事由や手続方法を掲載し、全ページのPDFを 公式ホームページに掲載する。
  - ※【別添C】令和元年 10 月 31 日改善
  - ・コールセンターのコミュニケーターや訪問員に対しては、問い合わせがあった際に、それぞれの事情に応じ、的確に回答を行えるよう、指導・教育を一層徹底する。

行政苦情救済推進会議にご出席の先生方のご意見・ご指摘を真摯に 受け止め、よりわかりやすい手続きのご案内に向けて、今後も不断に 見直しを行って参りたいと存じます。

- ※【別添D】令和元年11月29日改善
- ※今回の推進会議における議論を踏まえ、ホームページ内の「月刊みなさまの声」のコーナーにおいて、改善措置の状況について公表予定

いとおかしいのではないかと思う。

この受信規約と免除基準という規定そのものが全くその辺りを念頭においていないのではないか。つまり、ものごとを決めて、外に発表して、それを契約の相手方に知らしめる時に、相手方がこれで理解するかどうかということを念頭においているか。「受信機を廃止すること等」だけをみても、全然だめではないかなと。

壊れた場合だとか、留守にする場合だとか、長期留守にする 場合だとか、そういう場合はどうするのかというのが書いてな い。

○ 少なくとも類型1から類型5というのに対して、NHKとして 回答を求めると、どんな回答になるのか聞いておいてもらいたい。

類型1:死亡に関連するもの

・解約や名義変更手続の周知方法及びその内容 (両親が

上記と重複するかもしれませんが、B 欄の類型 (詳細は、先に送付した説明資料参照) ごとに、

- ① どのような場合に解約または名義変更の 手続等について、具体的にご教示くださ い。
- ② また、事後的に届出した場合に、納付済

(注)別添A及びB(1)(2)の改善において、よくある質問集に、 解約等についての説明項目を追加(✔)〈次頁〉するなど改善

# ✓「解約について」の説明

テレビ等の受信機を設置した住居にどなたも居住しなくなる場合や、廃棄、故障などにより、放送受信契約の対象となる受信機がすべてなくなった場合は、放送受信契約は解約の対象となる。

# [解約の主な事由]

- 1. 受信機を設置した住居にどなたも居住しなくなる場合
- ・2つの世帯が1つになる場合(一人暮らしの解消、単身赴任の解消など、2つの世帯が1つになる場合は、いずれか一方の放送受信契約が解約の対象となる。
- ・世帯消滅
- ・海外転居 など
- 2. 廃棄、故障などにより、放送受信契約の対象となる受信機がすべてなくなった場合
  - ・受信機の撤去
  - ・受信機の故障
  - ・受信機の譲渡 など

# ✓「社会福祉施設に入居するとした場合、解約または免除の違いについて」の説明

一人暮らしの契約者が社会福祉施設に入居する際に、当該施設に 受信機を持ち込まない場合、放送受信契約を解約することになる。 一方、当該施設に受信機を持ち込む場合は、放送受信契約の解約で はなく、住所変更となる。

この場合、当該施設が社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う 施設である場合には、入居した方は放送受信料の全額免除の対象と なるため、あわせて放送受信料免除の手続きが必要となる。

類型1~5のような行政相談に対応できるよう、上記のとおり改善

- ① 類型1:死亡に関連するもの
- ・契約者が死亡された場合、一人暮らしであれば、放送受信契約の 解約の手続きが必要となり、同居のご家族がいれば名義変更の手続

死去し、空き家となった場合を含む)

類型2:受信機廃棄または未設置に関連するもの

・解約や名義変更手続の周知方法及びその内容

類型3:施設入居に関連するもの

・社会福祉施設等へ入居することとなった場合の解約 や名義変更、免除手続の周知方法及びその内容

類型4:転居に関連するもの

・転居した場合の放送受信契約手続(解約及び名義変 更)の周知方法及びその内容

類型5:その他

解約手続の分かりやすい説明の実施や簡素化への取組

みの受信料を返還することについて、考え 方をご教示ください。

きをお願いする。いずれも電話で手続き可能。

- ② 類型 2:受信機廃棄または未設置に関連するもの
- ・受信機の廃棄や譲渡など受信機の設置がなくなった場合は放送受信契約の解約手続きが必要となり、解約届のほかに、リサイクル券や廃品回収の領収証など、証明書類の提出をお願いしている。

証明書類の提出をいただけない場合には、ご事情を伺い、そのご 事情に応じた方法で解約の事由を確認している。

- ③ 施設入居に関連するもの
- ・社会福祉施設に入居する際に、当該施設に受信機を持ち込まれない場合、放送受信契約の解約の手続きが必要となる。解約には解約 届の提出が必要。
- ・当該施設に受信機を持ち込まれる場合、放送受信契約の住所変更 手続きが必要となる。なお、当該施設が社会福祉法に規定する社会 福祉事業を行う施設であれば、入居された方は全額免除の対象とな る。
- ・住所変更の手続きはインターネットや電話等で受けている。また、免除の手続きを行うには、自治体または社会福祉施設の施設長等による証明印を受けた「放送受信料免除申請書」の提出が必要である。
- ④ 類型 4: 転居に関連するもの
- ・通常、当該世帯から転居される場合は、放送受信契約の住所変更の手続きが必要になる。
- ・ただし、単身赴任者や学生が自宅に戻るなど2つの世帯が1つに なる場合は、いずれか一方の放送受信契約について解約の手続きが 必要である。
- ・また、世帯分離により、新たな世帯を構える場合には、新規に放送受信契約の手続きが必要である。
- ⑤ 類型 5: その他
- ・解約手続きの分かりやすい説明や簡素化への取組として、上記 【今後の周知方策】を実施するとともに、お客様からのご意見やご 要望があった場合には、随時、改善に向けて取り組んでいく。

(注)表中、下線は当局が付した。

# NHK の受信契約の解約手続等の周知 第 115 回行政苦情救済推進会議の結果を踏まえた検討状況

# 2 総務省情報流通行政局における対応

# 第 115 回推進会議における主な意見(A)

- 放送法の規定があり、第64条において、規約について、総務 大臣の認可がいるとなっている。受信契約、受信料について言 及があり、放送法において、第3項で総務大臣の認可を受けな ければならないとなっている。とういうことは、総務大臣の考 え方というのもあるのではないか。NHKだけではなくて、NHK を監督する部局の考えがあるのではないか。
- 第 64 条の規定ぶりをみると、この条文は、徹底して受信料を 取れと言っているような気がする。

第2項であらかじめ締結した認可を受けた基準によるものでなければ徴収する受信料は免除しないと書いてあり、取れるものは徹底して取れという、そもそもそういう放送法の規定なのではないか。

したがって、NHKの姿勢を正すという話もあるが、放送法その ものの考え方がどうなのかっていう話があるのではないかとも 思う。

重要なのは、NHKの姿勢を正すというのではなくて、法律論をすると、第64条の建付けそのものがどうなのかという話ではないかとも思う。

○ 放送法第64条1項というのは、「放送を受信することができる受信設備を設置した者は」と書いてあるので、ここに限定がかかっていて、ここで、今回いろいろ質問というか視聴者が疑問に思っている点というのは、この部分だろうか。この受信設備を設置した者なのかどうかという点についてのこれが非常に不明確だと。取る方も不明確だが、免除される方も解約する方も不明確だという点がどうもいろいろ疑問点が出ているのではないかという感じもする。

# 情報流通行政局への照会事項(B)

A欄のとおり、放送法に関する意見が寄せられましたところ、

- ① 放送法第64条における「受信設備を設置した者」とはどのような者であるか考え方をご教示ください。
- ② 放送法と NHK 放送受信規約及び NHK 放送 受信料免除基準との関係性について、ご教 示ください。
- ③ NHK を監督する官庁として、また、放送 法を所管する立場として、NHK に対する苦 情や要望に対する考え方及び指導について の考え方についてご教示ください。

# 情報流通行政局の回答(C)

- ① 放送法第64条における「受信設備を設置した者」に関して
  - ・「受信設備」とは、通常のアンテナにより NHK の放送を受信できる構造を有する受信設備のことをいい、「設置」とは、使用できる状態に置くことをいう(受信規約第1条第2項)。
  - ・「受信設備を設置した者」は、NHK と受信契約を締結する義務があることを定めており、受信契約を締結した者は、NHK に対し、受信契約に基づき受信料を支払う義務がある。
  - ・ただし、第64条第1項ただし書に規定する放送の受信を目的としない受信設備※、ラジオ放送や多重放送に限り受信できる受信設備のみを設置した者は、受信契約を締結する義務はない。
  - ※電波監視用設備、電気店の店頭に陳列された受信設備、公的機関の研究開発用の受信設備など

# Ⅰ [当局による補足確認への回答]

- ・放送法上、「受信設備を設置した者」は NHK と受信契約を締結す | る義務があると明記した上で、受信契約の具体の条項は NHK が定め | ることとされているため、少なくとも法律の改正は要しないものと | 考えている。
- ・なお、受信料の考え方については、視聴の対価ではなく、NHKの 業務を運営するための財源として、国民に広く公平に負担いただく ものであることは、平成29年12月の最高裁大法廷判決でも指摘されている。

- 第 64 条 1 項でもただし書きがあって、「放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送等々との多重放送に限り受信することができる」、これも分かりにくい。
- これは、設備を設置はしたけれどもいろいろあるということか。
- こういう苦情というか声が寄せられているのであれば、<u>監督</u> 官庁としてもこの声をどう受け止めるかというのもあると思う <u>ので</u>、どういう提案をするかということと併せて、<u>監督官庁としてはどういう考え方なのか</u>というのも報告してもらったらよろしいのかと。

- ② 放送法と NHK 放送受信規約及び NHK 放送受信料免除基準との関係 性について
  - ・放送法第64条第1項において、受信設備を設置した者は、NHKと受信契約を締結する義務があることを定めている。
  - ・放送受信規約は、受信契約の条項を定めるものであり、放送法第64条第3項に基づき、NHKにおいて、総務大臣の認可を受けて定めているものである。

# [当局による補足確認への回答]

- │ ・放送受信規約は、NHKが定めるものであり、総務省が定めるもの │ ではない。
- ・総務省は、放送受信規約の策定・変更について、認可する立場か - ら、申請の内容が適当かどうか等を判断している。

□ なお、放送受信規約を分かりやすいものにすることは重要である □ と考えているが、規程である以上、個別具体的なケースをすべて網 □ 羅することは無理であり、ある程度抽象的となることはやむを得な □ いと考える。

・また、免除基準は、受信契約を締結した者から徴収する受信料の 免除の基準を定めるものであり、第64条第2項に基づき、NHKに おいて、総務大臣の認可を受けて定めているものである。

# Ⅰ[当局による補足確認への回答]

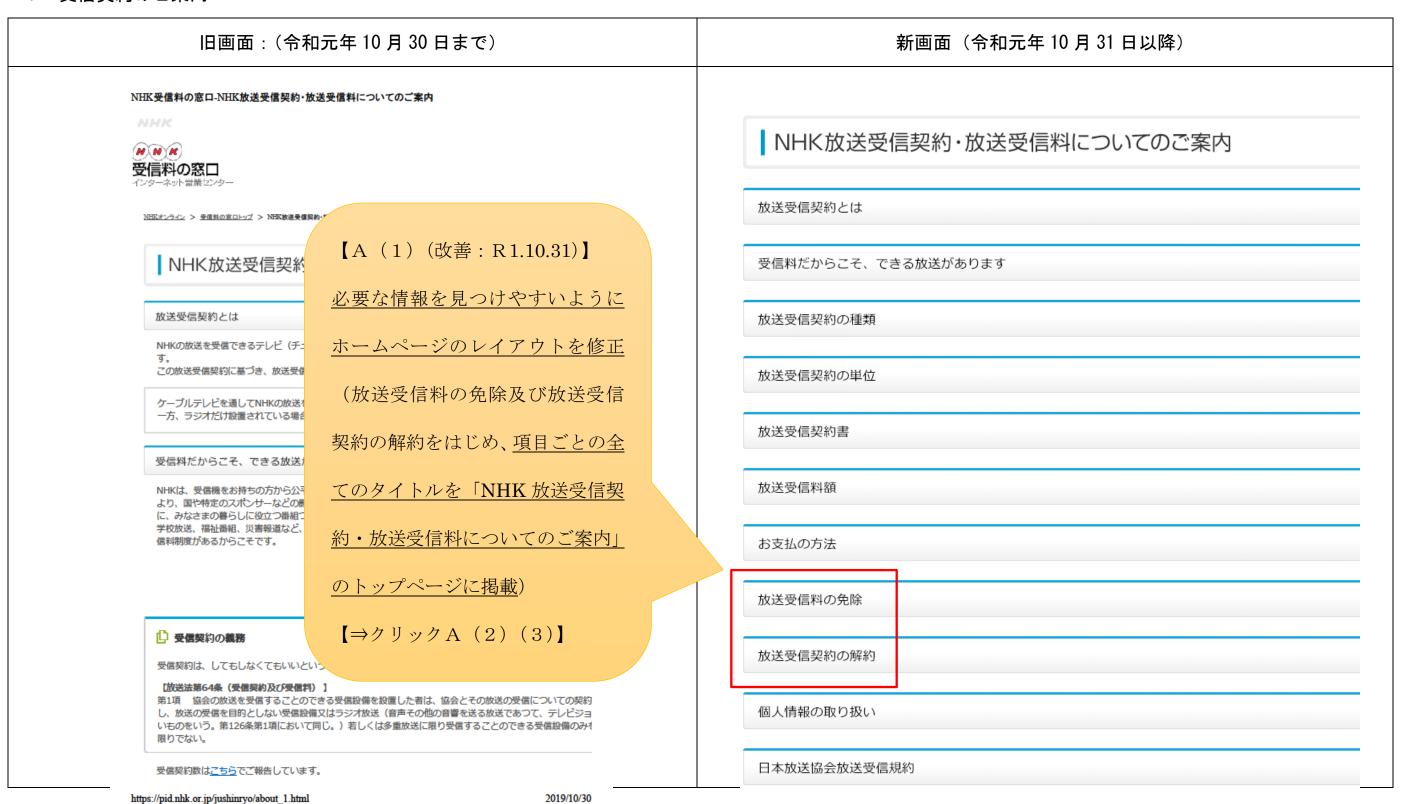
- ・免除基準は、第64条第2項に基づき、NHKにおいて、総務大臣 の認可を受けて定めている。受信契約を締結した者で、この基準に 該当しないものは、受信料を支払う必要がある。
- ③ NHK を監督する官庁として、また放送法を所管する立場として、 NHK に対する苦情や要望に対する考え方及び指導についての考え方 について
  - ・放送法第27条において、NHKは、その業務に関して申出のあった苦情その他の意見について、適切かつ迅速に処理しなければならないとされている。
  - ・NHKにおいては、苦情などを減らすための取組も積極的に進めていただくとともに、総務省としても、NHKの取組を注視し、必要に応じて対応を促していく。

	[当局による補足確認への回答] ・NHK の業務に関する苦情等への対応は、自主自律の観点から、まずは NHK において検討すべきことであると考える。 ・ホームパージやパンフレットの見直しであれば、受信者の苦情等に、NHK の判断ですぐに柔軟に対応でき、受信者の便宜にも資するのではないかと考える。 ・NHK においては、苦情等を減らすための取組も積極的に進めていただくとともに、総務省としても、NHK の取組を注視し、必要に応じて、今後も放送法第70条第2項に基づく NHK 予算に付する総務し大臣意見などにより対応を促していきたい。
--	---

<sup>(</sup>注)表中、下線は当局が付した。

# NHK のホームページ画面 新旧対照表

# 1 受信契約のご案内



# 【A (2) (改善: R1.10.31)】

「NHK 放送受信契約・放送受信料 についてのご案内」のトップページ の「放送受信料の免除」の項目をク リックすれば、詳細な内容が記載さ れたページに直接到達)。

#### 放送受信料の免除

#### 「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除となります。

市町村の福祉事務所などで証明を受けた免除申請書をNHKに提出していただいた月から、免除の事由が消滅した月まで免除となり

詳しい免除の対象は、日本放送協会放送受信料免除基準をご覧いただくか、NHKにお問い合せください。

- 全額免除 ●公的扶助受給者
  - 市町村民税非課税の障害者

(「身体障害者手帳」「療育手帳または判定書」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかをお持ちの方が世帯構成員で、 世帯全員が市町村民税(特別区民税を含む)非課税の場合)

- ●社会福祉施設等入所者
- ●災害被災者(半壊、半焼、床上浸水以上の被災。原則2か月間の免除)
- ●奨学金受給対象等の別住居の学生

親元などから離れて暮らしており、以下のいずれかにあてはまる学生

- ・経済的理由の選考基準がある奨学金を受給している場合
- ・経済的理由の選考基準がある授業料免除制度の適用を受けている場合
- ・親元などが市町村民税(特別区民税を含む)非課税の場合
- ・親元などが公的扶助受給世帯の場合
- ※奨学金受給・授業料免除対象の学生については、独立して生計を営まれ、親元など生計をともにする方がいない学生も
- ●社会福祉施設等
- 学校(小学校・中学校・幼稚園・特別支援学校等の教室)

#### 半額免除

以下のいずれかにあてはまる方が、世帯主で、かつ受信契約者である場合

- ●視覚・聴覚障害者(身体障害者手帳をお持ちの方)
- ●重度の障害者

以下のいずれかをお持ちの方

- 身体障害者手帳(1・2級)
- 療育手帳または判定書(最重度・重度)
- · 精神障害者保健福祉手帳(1級)
- ●重度の戦傷病者

【A (3) (改善: R1.10.31)】

「NHK 放送受信契約・放送受信料 についてのご案内」のトップページ の「放送受信料の解約」の項目をク リックすれば、詳細な内容が記載さ れたページに直接到達)。

#### 放送受信契約の解約

テレビ等の受信機(以下、「受信機」といいます。)を設置した住居にどなたも居住しなくなる場合や、廃棄、故障などにより、受信契約の対象となる受信機がすべてなくなった場合は、受信契約は解約の対象となります。

#### 〔解約の主な事由〕

- (1) 受信機を設置した住居にどなたも居住しなくなる場合
- ・2つの世帯が1つになる場合※
- ・世帯消滅
- ・海外転居 な
- ※一人暮らしの解消、単身赴任の解消など、2つの世帯が1つになる場合は、いずれか一方の受信契約が解約の対象となります。
- (2) 廃棄、故障などにより、受信契約の対象となる受信機がすべてなくなった場合
- ・受信機の撤去
- ・受信機の故障
- ・受信機の譲渡 など

受信契約の解約にあたっては、所定の届出書をご提出していただきます。

#### 解約のお手続きは、こちらまでご連絡ください。

- NHKふれあいセンター(営業) ナビダイヤル:0570-077-077
- ※IP電話等で上記のナビダイヤルをご利用になれない場合、050-3786-5003をご利用ください。
- ※受付時間はいずれも午前9時~午後8時(土・日・祝も受付)です。
- 12月30日午後5時~1月3日はご利用いただけません。

【B(2)(改善: R1.10.31)】

解約に関する内容について、具体 的に分かりやすく記述するととも に、手続きの連絡先を併記。

【B (2) (改善: R1.10.31)】

社会福祉施設に入所した場合の契約の扱いに関する内容について、具体的に分かりやすく記述するとともに、手続きの連絡先を併記。

# よくある質問集

<u>質問集トップ</u> > <u>受信料制度</u> 受信料について > <u>受信契約、お支払い</u> > 受信契約はどのような場合に解約になるのか

- Q> 受信契約はどのような場合に解約になるのか
- A> ○テレビ等の受信機(以下、「受信機」といいます。)を設置した住居にどなたも居住しなくなる場合や、廃棄、故障などにより、受信契約の対象となる受信機がすべてなくなった場合は、受信契約は解約の対象となります。

(解約の主な事由)

- (1)受信機を設置した住居にどなたも居住しなくなる場合
- ・2つの世帯が1つになる場合※
- ・世帯消滅
- ・海外転居 など

※ひとり暮らしの解消、単身赴任の解消など、2つの世帯が1つになる場合は、いずれか一方の受信契約が解約の対象となります。

- (2)廃棄、故障などにより、受信契約の対象となる受信機がすべてなくなった場合
- ・受信機の撤去
- ・受信機の故障
- ・受信機の譲渡 など
- $\bigcirc$  受信契約の解約にあたっては、所定の届出書をご提出していただきます。

解約のお手続きは、こちらまでご連絡ください。

NHKふれあいセンター(営業) ナビダイヤル:0570-077-077

※IP電話等で上記のナビダイヤルをご利用になれない場合、050-3786-5003をご利用ください。

※受付時間はいずれも午前9時~午後8時(土・日・祝も受付)です。

12月30日午後5時~1月3日はご利用いただけません。

# よくある質問集

<u>質問集トップ</u> > <u>受信料制度 受信料について</u> > <u>受信契約、お支払い</u> > ひとり暮らしだが社会福祉施設に入所した場合、これまで住んでいた住所の受信契約はどうなるのか

- Q> ひとり暮らしだが社会福祉施設に入所した場合、これまで住んでいた住所の受信契約はどうなるのか
- ▲> おひとり暮らしの方が社会福祉施設に入居される際に、当該施設に受信機を持ち込まれない場合は、受信契約の解約のお手続きが必要となります。一方、当該施設に受信機を持ち込まれる場合は、受信契約の解約ではなく、住所変更のお手続きが必要です。この場合、当該施設が社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設である場合には、入居された方は放送受信料の全額免除の対象となるため、あわせて受信料免除のお手続きをお願いしています。

詳しくはこちらから

http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/taikei-henkou.html

○ 住所変更のお手続きは、インターネットや電話等で承っております。また、免除の手続きを行なうには、自治体または社会福祉施設の施設長等による証明印を受けた「放送受信料免除申請書」の提出が必要です。

インターネットでの住所変更のお手続きはこちらから

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/AddressChangeInput.do

放送受信料の免除のお手続きについては、入所された施設にご確認のうえ、NHKにお問い合わせください。

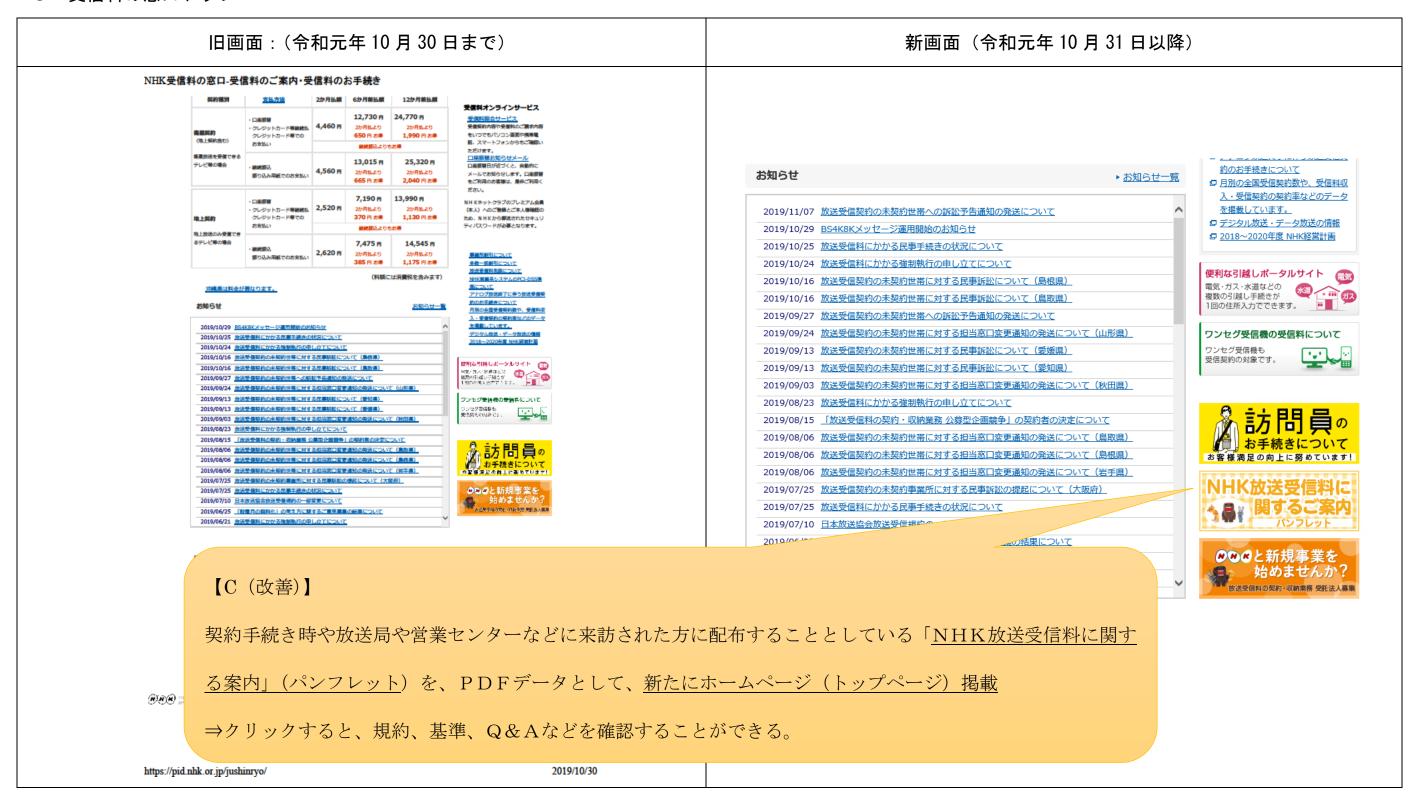
NHKふれあいセンター(営業)ナビダイヤル:0570-077-077

※IP電話等で上記のナビダイヤルをご利用になれない場合、050-3786-5003をご利用ください。

※受付時間はいずれも午前9時~午後8時(土・日・祝も受付)です。

12月30日午後5時~1月3日はご利用いただけません。

# 3 受信料の窓口トップ



# NHK のホームページ画面 新旧対照表

1 受信料の窓口(受信料・受信契約のご案内のレイアウト変更等)



# 【D (2) (改善: R1.11.29)】

「NHK 受信料の窓口」のトップページの「受信料・ 受信契約のご案内」の項目をクリックすると、項目 ごとの詳細な内容が記載されたページに直接到達 ※当該画面は、別添 A (1)(改善: R1.10.31)

【⇒クリック:別添A(2)(3)(改善:R1.10.31)】



# 2 受信料の窓口(世帯消滅・受信機の撤去などの新規掲載)



# [世帯消滅・受信機の撤去などをクリックすると展開する画面]

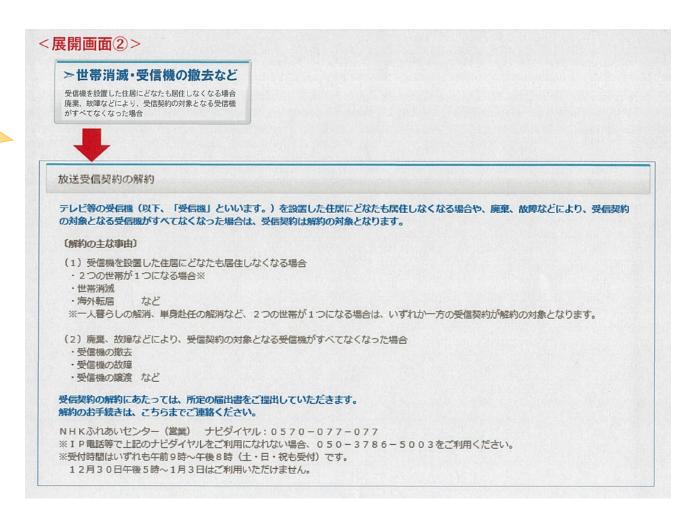
「世帯消滅・受信機の撤去など」

【⇒クリック:D(2)(改善: R1.11.29)】

解約に関する内容について、具体的に分かり

やすく記述するとともに、手続きの連絡先を

併記。



# 「金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一」 第 115 回行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた照会・確認結果

第 115 回推進会議における主な意見

意見を踏まえた照会事項

リーガルサポートの回答

○公益社団法人成年後見センター・リーガル サポート(以下「リーガルサポート」とい う。) の見解では、「後見人等が代理権を持 つ口座をマネー・ローンダリングなどに利 用するとは考えにくい」としている。

一方、警察庁は、平成29年及び30年に 規制改革ホットラインにおいて、後見人等 が被後見人の名前を利用して取引を行お うとする場合が想定しうるとしており、リ ーガルサポートと警察庁の認識が真っ向 から異なっているように見受けられる。

このことに関し、リーガルサポートや警 察庁から、実際に問題が発生したという事 実や、どのような根拠で蓋然性が高いとし ている、あるいは低いとしているのかにつ いて、聴取しているか。

登記事項証明書をもって後見人が悪用 しようとした場合、登記事項証明書によっ て、誰が行ったのかのトレースはできる。 他方、座長のご意見にある、後見人と被 後見人の間で口座をめぐって問題が起こ りうるということについては、それはま た、行政相談委員の方が意見を述べている が、裁判所への定期報告や、司法書士の場 合はリーガルサポートへの報告があるの で、このような仕組みにより抑制が図られ ることがある。警察庁には、登記事項証明 書のみとした場合でも、このような抑制の ための仕組みもあるということを言える のではないか。

# 【照会事項1】

公益社団法人成年後見センター・リ ーガルサポートは、「犯収法における」判をしている。 本人確認の目的からしても、後見人等 出を求めないでもらいたい。(第 115 回資料 P8 の 4(1)ア参照) | とされてい | が家庭裁判所に提出される。

この「後見人等が代理権を持つ口座|といえる。 をマネー・ローンダリングなどに利用 されるとは考えにくい」とされている るのか(考えにくいと言い切れるの か)を、具体的にご教示ください。

#### 【照会事項2】

成年後見人は、「選任後 1 か月以内 | 引継ぎの報告)をする。 に被後見人の財産目録及び年間収支 後、原則年1回定められた報告時期に、 後見等事務報告書と財産目録等を提 【照会事項2について】 出する(第 115 回資料 P1 の 2(1)参照) とされている。

なお、当局では、本件を審議する基 | 努めている。 となった行政相談委員意見を提出し た行政相談委員から、「管理している する金額(一回ごと)は、差額ベッド

# 【照会事項1について】

成年後見(法定後見)制度において、後見人が後見事務を行う場合には、その前提として管轄家庭裁判所が後見開始の審

当該審判の申立てをする場合には、被後見人となる本人に係る医師作成の「診断書 (成年後見制度用)」、ソーシャルワー が代理権を持つ口座をマネー・ローン | カー等作成の「本人情報シート(成年後見制度用)」、その他、戸籍全部事項証明書、住民票、登記されていないことの証明 ダリングなどに利用されるとは考え│等の提出に加え、各種障害者手帳や介護保険被保険者証等を所持している場合は当該書類の写しの提出を行う。また、こ にくいため、必要以上の証明書類の提 | れらの提出書類の確認のほか、裁判官による審問、家庭裁判所調査官による事実の調査等が、書面審査又は面接の方法に ┃よって行われる。 また、 あらかじめ提出されている診断書に疑義等があれば、 医師による精神鑑定が実施され、 その鑑定書

これらの手続を経ることによって、本人については、後見開始の時点で既に必要十分な本人確認の手続が行われている

また、後見が開始した後、1 か月以内に本人の財産の調査をし、その目録を作成することとされており、その後、1 年ご との家庭裁判所への定期報告を求められている。定期報告時には、本人の財産の目録とその裏付け資料の提出(預貯金通 ことについて、どのようなデータ(根 | 帳については、当該報告の対象期間全部の写しの提出。10万円を超える臨時の収入や支出は領収書等の提出、定期的な収 拠)をもって蓋然性が低いと考えてい │ 入や支出に大きな変動があった場合にも、その資料の提出が必要。) を求められる。

> 後見人が期限内に報告書を提出しない場合には、家庭裁判所は、場合によっては後見監督人又は調査人を選任して後見 人の事務の調査をさせ、後見人に後見の任務に適しない事由がある時は、後見人を解任する審判をすることができる。

> さらに、本人の住民票上の住所を変更した場合には、後見人は、家庭裁判所に後見登記の変更登記の申請をする。また、 本人死亡により後見が終了した場合には、後見人は、家庭裁判所に対して、本人の死亡診断書の写し、死亡の記載のある戸 籍(除籍)全部事項証明書等を提出して後見の終了の報告を行い、東京法務局に対して、終了登記の申請をする。加えて、 2か月以内に管理財産の計算(後見の計算)を行い、相続人等に財産を引き継ぐとともに、家庭裁判所にその報告(財産の

以上のような成年後見制度の利用の手続の煩雑さや後見開始後の家庭裁判所の監督状況に鑑みれば、後見人が代理権を 予定表を作成し、家庭裁判所に対して|持つ口座をマネー・ローンダリングに利用されることは、通常は考えにくい。また、マネー・ローンダリングの目的で成年 提出しなければならない。…当該提出 | 後見制度を利用することを考える人がいるとは到底考えられない。

成年後見制度上の仕組みとして、前述の家庭裁判所による監督のほか、当法人の会員(後見人)に対して、研修や会員か ら受けた業務報告を基にした執務の管理及び支援を柱として、後見事務の指導監督を行い、成年後見業務の適正な実施に

- │① 当法人が家庭裁判所に提出する後見人候補者名簿への登載時及びその更新時(登載期間は 2 年)に、一定の研修単位 の取得を要求している。
- 被後見人の口座について、i 出し入れ | ② 会員に対して、定期的な業務報告(就任後 2 か月以内、以降 6 か月毎及び後見事務終了時)の義務を課しており、当 該業務報告において、現金や預貯金、収支実績等については、1円単位での報告を求めており、残高が確認できる預貯金

代だと大きな金額になる場合もあるが、一般的には大きな額ではない、ii 10万円以上の支出は、裁判所への定期報告(年1回)の際に領収書の添付が必要、iii司法書士の場合は、半年に1度、リーガルサポートに1円単位の収支報告も必要」である旨を聴いている。

このように、後見制度上、いわば、 後見人と被後見人の間で口座をめぐって問題が起こりうるということに 対して抑制のための仕組みとなっていると考えられるものについて、見解があれば、具体的にご教示ください。 通帳等の写しを提出することとしている。当該業務報告を受け、執務管理担当委員において、報告された預貯金残高と、 預貯金通帳の写しの残高とを照合し、資産の増減及び収支実績並びに収支予定を比較検討し、報告の整合性や執務の適 正性の精査が行われ、後見の開始から財産の引渡し終了まで、会員に対する指導監督が行われている。

なお、この報告義務を履行しない会員は、業務報告の提出の指導、業務改善命令等を経て、後見人候補者名簿からの削除や除名を含む厳しい処分を行うとともに、その事実を家庭裁判所に通知することとしている。

> また、特定原本確認調査に加えて、監督人が選任されていない事件の全てについて、当法人に報告された預貯金残高 と、預貯金通帳の原本の残高を照合し、未報告の管理通帳や定期預金がないか等も含め確認を、平成 29 年 4 月から実施 している。

#### (第115回推進会議資料の再掲)日本弁護士連合会事務局

既存口座については、新たな取引の開始ではないため、あらためて被後見人について本人確認をする理由はない。他方、新規に口座を開設する場合についても、被後見人の存在は、既に家庭裁判所の審判において確認されており、登記事項証明書により証明されていることから、被後見人の実在性は明らかであり、後見人について本人確認すれば足りるものと考える。

成年後見制度の仕組みを勘案すると、新規口座開設の場合と既存の口座に届出をする場合において、手続の差異を設ける必要性は乏しいというべきである。

なお、当連合会は、平成 21 年 10 月 30 日付けで、金融庁に対し、「金融機関における成年後見制度に関する取扱いについて(依頼)」において、平成 20 年に当連合会が実施した金融機関を対象としたアンケートの結果を踏まえ、後見人等がその職務を円滑に遂行するために金融機関との取引実務ができるだけ統一的かつ合理的なものであることが望ましいことから、同庁及び関係機関との懇談会を開催したいとしている。

○ 当連合会の高齢者・障害者の支援等を所管する委員会の委員から、①成年後見制度が犯罪収益の移転等のために利用されることは想定しがたい、②実在性の確認のために登記事項証明書のみで足りることから、金融機関における被後見人の本人確認方法としては、被後見人の登記事項証明書をもって足りるというべきである旨の意見があった。

加えて、同委員は、被後見人宛てに転送不要郵便を送付する本人確認方法に限定することについては、被後見人が 住民票の住所地に住んでいない場合があること、在宅で一人暮らしの被後見人は書留郵便等の受領が困難な場合があ ること、同居親族が郵便物を受領することで被後見人と後見人との間でトラブルが生じる場合があること等、大きな 支障が懸念されるため、強く反対するとしている。

# 「金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一」 第 115 回行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた照会・確認結果

115回の推進会議における主な意見

【照会事項1】

○公益社団法人成年後見センター・リ ーガルサポート(以下「リーガルサ ポート | という。)の見解では、「後 | 見人等が代理権を持つ口座をマネー庁の見解について ー・ローンダリングなどに利用する とは考えにくい としている。

30 年に規制改革ホットラインにお が想定しうるとしており、リーガル れる。

このことに関し、リーガルサポー トや警察庁から、実際に問題が発生 取しているか。

意見を踏まえた照会事項

いて、後見人等が被後見人の名前を はなく、代理人(後見人)からの提示のみでは証明力が サポートと警察庁の認識が真っ向していることについて、どのような根拠で蓋然性が高いと から異なっているように見受けら|考えているのかを、実際に問題が発生した事実や裏付け となる指標やデータなどに基づき、具体的にご教示くだ

> り得ることを勘案すれば、依然として顧客と現に取引の と考える」と回答されている。

この「交付後の事情変更を反映していない場合があり得し 事実や裏付けとなる指標やデータなどに基づき、具体的 にご教示ください。

警察庁の回答

【照会事項1】について

登記事項証明書の提示のみでは犯収法上、顧客(被後 | ア 具体的な実例を取りまとめてはいませんが、一を限り発行又は発給されたものではない本人確認書類について 見人) の本人確認方法としては認められないとする警察|は、被証明者 (本人確認書類に記載された氏名等を有する者をいう。以下同じ。) 以外の者にも交付される場合があ り、顧客として当該本人確認書類を提示する者と被証明者の同一性を証明する力が相対的に低いため、その提示の みで本人特定事項の確認(以下「本人確認」という。)を行うことは認められていません。これは、顧客が当該本人 - アー規制改革ホットラインにおける平成 29 年及び 30|確認書類の提示を代表者等(現に取引の任に当たっている者をいう。以下同じ。)を通じて行う場合も同様であり、 一方、警察庁は、平成 29 年及び | 年の回答(第 115 回資料 P7 参照)のうち、「登記事項 | 当該本人確認書類が真正なものであったとしても、(被証明者の実在性は担保されますが、)被証明者が顧客として 証明書は一を限り発行又は発給された本人確認書類で | 取引の効果が帰属する主体となることを保証するには不十分であると考えています。

仮に登記事項証明書の提示のみで成年被後見人(以下「被後見人」という。)の本人確認を行うことができること 利用して取引を行おうとする場合|不足すること、かつ、後見人等が被後見人の名前を利用|とした場合、登記事項証明書は被後見人以外に成年後見人(以下「後見人」という。)のほか、被後見人の配偶者又 して取引を行おうとする場合が想定し得る」と回答され|は四親等内の親族も交付を請求することができることから、例えば、これらの者が交付を受けた登記事項証明書を 悪用し、被後見人の財産管理を目的としたものであるかのように装って被後見人名義の口座を不正に開設するな ど、被後見人の利益を害する取引が行われるリスクが高まる可能性があります。

イ 具体的な実例を取りまとめてはいませんが、仮に登記事項証明書の提示のみで被後見人の本人確認を行うこと ができることとした場合、例えば、登記事項証明書の請求権者がその交付を受けた後に、後見人の変更や被後見人 したという事実や、どのような根拠 | イ 被後見人の本人確認に係る規制の緩和の余地 (第 | の死亡などの事情変更が生じたにもかかわらず、それらを反映していない当該登記事項証明書を悪用し、被後見人 で蓋然性が高いとしている、あるい | 115 回資料 P10 の 4(3)ウ参照)については、「登記事項 | の財産管理を目的としたものであるかのように装って被後見人名義の口座を不正に開設するなど、被後見人の利益 は低いとしているのかについて、聴|証明書が、交付後の事情変更を反映していない場合があ|を害する取引が行われるリスクが高まる可能性があります。

> このような架空人(故人を含む。)や他人名義での口座開設を防止することは、犯罪による収益の移転防止に関す 任に当たっている者双方の本人確認を行う必要がある │ る法律(平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。)の目的とするところであり、犯収法第 27 条の規定に基 づき罰則の対象とされています。

> なお、後見登記等に関する法律(平成 11 年法律第 152 号)において、後見人は登記事項に変更が生じたとき又 ることを勘案すれば、」について、どのような根拠で蓋|は被後見人が死亡したことを知ったときは、変更又は終了の登記を申請しなければならないなどとされています 然性が高いと考えているのかを、実際に問題が発生した↓が、具体的な申請の期限や申請を行わない場合の罰則は規定されていないほか、仮に申請が行われたとしても、申 |請前に交付された登記事項証明書が悪用されるリスクは依然として存在すると考えられます。

> > [当局による補足確認への回答]

現在は、登記事項証明書の提示に加えて、被後見人の健康保険証等による確認又は被後見人の住居宛ての転送不 要郵便により本人確認を行うこととしているため、被後見人の新規口座開設に係る後見人による犯収法上の違反の |把握はないが、仮にこれらをしないこととした場合に、当該違反が発生しないとは言い切れない。

実際、後見人が被後見人の預貯金を横領し、裁判所に虚偽報告を行った例(東京地方裁判所平成25年(刑わ)第 227 号・平成 25 年 7 月 9 日刑事第 8 部判決)もみられるなど、後見人に係る不正事案は現に発生しており、後見人 であるからといってマネー・ローンダリングを行うことはないという前提に立つことはできない。

いとする見解(現に生じている問題や検討すべき事項) がありましたら、上記同様、具体的にご教示ください。

ウ 上記のア及びイ以外に、登記事項証明書のみでは犯|ウ 仮に登記事項証明書の提示のみで被後見人の本人確認を行うことができることとした場合、上記のほか、例え 収法上の被後見人の本人確認書類としては認められな|ば、そもそも当初から後見関係が存在しないにもかかわらず、完全な第三者が偽造した登記事項証明書を悪用し、 被後見人(架空人である場合を含む。)の財産管理を目的としたものであるかのように装って被後見人名義の口座を 不正に開設するなど、被後見人の利益を害する取引が行われるリスクが高まる可能性があります。

# 【照会事項2】

犯収法が本人確認をしている目的(「上記犯罪収益の 確保の要請を満たすため、上記アのとおり2段階の確認 | ることも重要となります。 が求められている。」(第 115 回資料 P10 参照)) を踏ま が悪用しようとした場合、登記事項証 | 当に後見人であるとの証明(注2)があれば、必ずしも | 明書によって、誰が行ったのかのトレ|被後見人の住所に転送不要郵便を送付しなくても、犯収| とする考え方もあります。また、登記事項証明書のみと が起こりうるということについては、 組みは担保されているのではないかとの意見がありま |

さい。

(注1)裁判所の審判を経て後見が開始されると、法定 後見の種類、後見人の氏名、住所、被後見人の氏名、 本籍、住所などが東京法務局に登記される。登記事項 証明書は、登記された内容を証明するものである。

(注2) 当局が調査した 15 行における新規口座開設時 の後見人の本人確認の有無については、15 行すべて ▮ において行われている。

[当局による補足確認への回答]

登記事項証明書の偽造されやすさについて一概には言えないが、高度な偽造防止対策が施されている日本銀行券 ですら偽造されることがあることから、登記事項証明書に偽造対策が施されているとしても、必ずしも偽造ができ ないわけではない。

#### 【照会事項2】について

犯罪による収益の移転を防止するためには、これに利用されるおそれのある事業者が適正な顧客管理措置を講ず 移転防止のリスク抑制と事後の資金トレースの可能性┃ることにより、これらの犯罪が行われた場合における資金トレースを可能とするだけでなく、そのリスクを抑制す

前記【照会事項1】のような悪用事例の発生を未然に防止するため、現行の犯収法においては、代表者である被 ○ 登記事項証明書をもって後見人|えると、登記事項証明書(注 1)を持ってきた者が、本|後見人だけでなく、顧客である被後見人の取引の任に当たっている後見人についても本人確認を求めることとした 上で、その(被後見人の本人確認)方法として、登記事項証明書の提示に加え、

- ・ 健康保険証等の他の本人確認書類の提示
- 法の目的は達成できているのではないかとも思われる ・ 特定事業者から当該登記事項証明書に記載されている被後見人の住居に宛てて取引関係文書を転送不要郵便物 として送付

被後見人の間で口座をめぐって問題|した場合でも、裁判所への定期報告等、抑制のための仕|のいずれかを求めることにより、取引の敷居を適切に設定して犯罪による収益の移転に悪用されるリスクを抑制す ることとしています。

> また、後見事務については、裁判所への定期報告が実務上、原則として年に1回とされている場合(注1)があ - この考え方や意見に対する貴庁の見解をご教示くだ|り、後見人が管理する被後見人の預貯金を着服し、その発覚を免れるため裁判所に虚偽の報告を行ったケース(注 2) も存在することから、裁判所への定期報告といった制度があるからといって、リスクが十分に抑制されるもの ではないと考えています。

> > 注1「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック|(平成 31 年 4 月東京家庭裁判所後見センター・東京家庭裁判 所立川支部後見係) 12 頁

注2 東京地方裁判所平成25年(刑わ)第227号・平成25年7月9日刑事第8部判決等

#### [当局による補足確認への回答]

犯収法は、何かあった時のトレースに併せて、本人確認を確実に実施することによる抑止効果も狙っている。 本人確認時に本人同一性の確認を徹底していれば、その時点で取引を不正利用しようとする者を認知し、取引を 遮断するなど、被害を未然に防ぐことが可能となる。

国際的にマネー・ローンダリング対策の徹底が強く求められる中で、成年後見に限らず、代理人による取引に関 しては、代理人の本人確認書類に加え、顧客の本人確認書類の提示を求めているところであり、後見人が被後見人

ースはできる。

他方、座長のご意見にある、後見人と それはまた、行政相談委員の方が意見 を述べているが、裁判所への定期報告 や、司法書士の場合はリーガルサポー トへの報告があるので、このような仕 組みにより抑制が図られることがあ る。警察庁には、登記事項証明書のみ とした場合でも、このような抑制のた めの仕組みもあるということを言え るのではないか。

○ 規制改革ホットラインにおける 警察庁の回答よりも、資料に整理さ

ただし、警察庁は、本人確認につ|庁の見解をご教示ください。 いて、国際法的な要請から 2 段階 の確認が必要であるとしており、問 題になっているのは、被後見人の本 人確認についてである。警察庁は、 登記事項証明書で証明できないこ とについて、「交付後の事情の変更 が反映されていない |おそれがある ということしか理由にしていない ように思われる。そのような意味で は、登記事項証明書が本人確認書類 として認められる期間を交付後 1 れば十分なのではないか。

変更がないと認められる合理的なしめ、 れば、警察庁の主張する根拠はなく┃・ 特定事業者から当該登記事項証明書に記載されて ■(※参考) なるのではないか。

# 【照会事項3】

登記事項証明書で証明できないことについて、「交付| と限定すればよいのではないか | とする意見に対する貴

#### 【警察庁による補足見解】

- 期間内でのみ有効であると限定す |・ 健康保険証等の他の本人確認書類の提示
  - いる被後見人の住居に宛てて取引関係文書を転送不要 郵便物として送付のいずれかを求めることとしていま

被後見人名義の口座を新規に開設するに当たり、登記事 項証明書に加えて健康保険証等を準備することが、後見 人において過大な負担となっているとは承知しておら ず、FATF勧告を始めとし、国際的にも適正な顧客管

名義の口座を開設しようとする場合に、被後見人の健康保険証等を持参することが過度な負担になっている状況は 承知していない。

また、転送不要郵便については、平成28年の民法改正により、裁判所の審判を経て被後見人宛てのものを後見 人宛てに転送させることが可能となったものと承知している。

#### 【照会事項3】について

そもそも、有効期間又は有効期限のない本人確認書類については、特定事業者が提示を受けた日から直近に作成 れている事務局が聴取した警察庁 | 後の事情の変更が反映されていない |おそれがあるとい | されたものであっても、特段異なる取扱いをしていないところですが、これは、当該本人確認書類が偽造されたも の意見の方が、警察庁として十分に│う見解に対し、「6 か月という期間は長すぎるが、変更│のである場合や、一を限り発行又は発給されたものではないため被証明者以外の者により悪用される場合が想定さ 検討した上での回答のようにみえ┃がないと認められる合理的な期間内でのみ有効である┃れ、直近に作成されたからといって一概に証明力が高いとは言えないためです。

> そうした前提の上でのお答えとなりますが、「変更がないと認められる合理的な期間 | について、具体的な日数が 示されない場合、各特定事業者が取引の都度、個別に「合理的な期間」を判断する必要があり、その取扱いに差異 が生じ得ます。

> しかしながら、当該期間について、具体的な日数として根拠とすべきものがなく、また、他の有効期間又は有効 期限のない本人確認書類が、特定事業者において提示又は送付を受ける日前6月以内に作成されたものに限ること とされている中で、登記事項証明書のみを特別に扱う理由もないことから、現行の規定を維持することが適当であ ると考えています。

> また、仮に現在より短い期間とする場合、交付後の事情変更のリスクを低減させるためには、相当程度短い期間 を設定することとなる可能性が否定できないところ、登記事項証明書を取得してすぐに口座開設を行う必要が生じ るなど、かえって後見人の負担となることも想定されるところです。

#### 【「当局による補足確認への回答】

- 犯収法においては、顧客等の本人確認方法として、そ! - FATF等の国際的な議論の場においては、成年後見制度に関して本人確認の簡素化を求める議論がなされてい か月までとするなど、期間を制限す┃の実情に応じ様々な選択肢を認めているところですが、┃るとは承知しておらず、むしろ、継続的な顧客管理等の管理の高度化を求める方向であると承知している。

登記事項証明書については、上述のとおり、その提示の **単** 銀行の新規口座の開設時の対応について、網羅的に把握しているわけではないが、犯収法は、新規口座を開設す - 6 か月という期間は長すぎるが、│みでは被後見人の本人確認方法として不十分であるた ┃ る場合の本人確認手続について遵守すべき最低ラインを定めたものであり、FATF等においても、各金融機関に おいて、法令で定められた手続が確実に遵守されることが強く求められていると認識している。

登記事項証明書に加えて健康保険証等を準備することが、後見人において過大な負担となっていることについ ては、当局から、以下の情報を提供

#### (本行政相談委員意見を提出した行政相談委員)

一般的に、「郡部」では、後見人のなり手となる専門職が少なく、そのような専門職はすでに 1 人で 10 件ほど 後見人になっていることもある。被後見人の近所の者としたくとも、結果として被後見人から車で1~2時間掛 かるような遠方の後見人となることがあるとの意見あり。

まえ、犯罪収益の移転リスク抑制と事後の資金トレース が適当であると考えています。

理措置が強く求められる中では、犯収法の趣旨目的を踏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの意見)

被後見人の本人確認書類は、普段は、基本的には被後見人が所持しており、後見人は、その写しは所持してい 可能性を確保するためにも、現行の規定を維持すること 🕇 ても、原本は保管していない。同居の家族が後見人である場合は別だが、少なくとも親族以外の第三者(専門職) が後見人となっている場合は、被後見人から本人確認書類を一時的に預かることも、実際には容易なものではな い。被後見人が自宅で生活している場合であっても、同居の家族とすぐに連絡がとれるとは限らないし、被後見 人は、デイサービス等で外出中のこともある。被後見人が施設等に入所している場合には、施設が被保険者証や 障害者手帳などを預かっていることも多く、事情の分かる施設職員が多忙ですぐに連絡がとれないことは少なく

> まして遠隔地であれば、被後見人の本人確認書類を手に入れることは更に困難となるが、後見人の担い手が不 足している地域では、十数km (場合によっては 100 km以上)離れた場所に居住する本人の後見人に選任されるこ とも少なくない。また、都市部では、入所施設が極端に不足しているため、都市部で生活していた被後見人が郡 部にある施設に入所することも少なくなく、その場合にも、後見人が被後見人の居住場所から遠く離れた場所で 後見事務を行うことになる。

# 「養子縁組里親における育児休業期間の見直し」 第 114 回行政苦情救済推進会議までの結果を踏まえた検討状況

これまでの推進会議の主な意見等(A)

# 【厚生労働省による実態把握】

# 【第 112 回及び第 113 回までの厚生労働省の意見】

# 相談内容

私たち夫婦は、都道府県等から、将来的に特別養子縁組を結ぶこと を前提とした「養子縁組里親」の認定を受けており、新生児の委託を 受けるため児童相談所と相談してきた。

新生児の委託を受けるためには、児童相談所の委託措置前に 1 か月間、家庭で新生児を養育し、子どもとの関係調整を行うこととなる。このため、この期間から育児休業を取得したいと考えていたが、委託措置後でなければ、育児休業は取得できないとされた。

委託措置前の外泊期間の養育の負担は、委託措置後の養育期間と何ら違いはないので、外泊期間の養育についても育児休業の対象として ほしい。

#### 【第 114 回推進会議(経過報告)】

これまで※の推進会議の意見を踏まえ、厚生労働省の実態把 握を実施予定。

次回、当該実態把握結果を踏まえ、改善の必要性を検討

#### 【※第 112 回及び第 113 回の意見】

1 要保護児童の養育について、里親制度の利用を促進する動きがあるため、<u>里親制度の利用者を支援することが必要とい</u>う前提で議論すべき。

また、養子縁組里親への委託措置は、児童に多大な影響を与えるものであり、慎重に関係調整を行うことは重要と考えられるため、交流期間を短くする方向で検討するのではなく、実際に児童を養育する負担を考慮して、里親が育児休業等を取得しやすい環境の整備について検討することが必要なのではないか。

2 事務局の調査結果によると、外泊を実施したものの委託措置に至らなかった例はあまりなく、全国的にそのような実態であれば、外泊と委託措置を明確に区別する必要性があるのか疑問。

しかし、委託措置前の外泊等の交流の実態がはっきり分からない。

1 実施方法

厚生労働省(子ども家庭局家庭福祉課)は、令和元年8月1日付けで、都 道府県・指定都市・児童相談所設置市(69自治体)に対し、調査依頼を発 出し、調査票に基づく調査を実施。

これまでの推進会議結果を踏まえた、厚生労働省の実態把握結果等(B)

厚生労働省は、調査対象を、平成30年度における里親委託前の調整期間(面会や外泊など)の実施状況(同年度中に調整期間が終了し、委託の可否を判断したすべての事例)とし、調査先の自治体の負担を考慮し、可能な限り記述式ではなくタブ(〇×や選択肢)により回答できる調査票により依頼。

#### 2 実施結果等

厚生労働省から、調査票により把握した 69 自治体から計 295 件について 実態把握した集計結果の回答があった

#### ○外泊実施割合

295件(100%)のうち、209件(70.8%)で実施

#### ○外泊期間(209件)の期間別内訳

数日程度(94件)、1週間~1か月(99件)、1~2か月(12件)、 2か月以上(4件)

(面会や外泊等を開始してから委託措置に至るまでの交流期間について は把握していない)

# ○外泊実施後の委託措置実施割合

外泊を実施した 209 件 (100%) のうち、委託措置に至らなかったのは 5 件 (2.4%)

#### ○最後の外泊から委託措置に移行した割合

外泊 209 件のうち 113 件は 1 歳未満のケース。209 件のうち、委託 直前の外泊からそのまま委託措置に移行した件数は 146 件 (69.9%)。 一歳未満のケースについてみると、113 件のうち、委託直前の外泊から そのまま委託措置に移行した件数は 86 件 (76.1%)。

# 【実態把握結果では分からないこと】

・外泊を実施(209件)したケースについて、外泊を実施した回数別の 内訳は、1回が49件、2回が34件、3回以上が126件。これらに

(1) 委託措置前に外泊等を行うことの目的等

乳幼児期は、今後の人格形成に多大な影響を与える時期であることから、里親に子どもを委託する場合は、子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で委託の適否を含め判断を行うことが必要であり、面会や外出、外泊などを行い、子どもと里親の状況等を把握しながら、里親と委託する子どもとの適合を調整するなど、丁寧に準備を進めることが必要である。

これまでの厚生労働省の見解等(C)

このため、委託措置前に面会、外出、外泊等を行うよう、「里 親委託ガイドライン(平成29年3月31日付け雇育発0331第 38号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」((以下、「ガイ ドライン」という。)で自治体に促しているが、その具体的な 期間等は法律等で明確に定められているものではない。

- (2) 育児休業制度の対象となる子の範囲についての考え方 育児・介護休業法に基づく育児休業は、事業主の許諾なしに 労働者の申出により休業できる形成権という強い権利であり、 かつ規模や業種を問わず全ての事業所に適用される最低基準 である。このため、対象となる子の範囲について、法律上の親 子関係に基づく子又は、法令に基づき法律上の親子関係と同視 できる関係にあることが明らかである子に限定している。
- (3) 委託措置前の外泊を育児休業制度の対象とすることについて 委託措置前の外泊は、一般的に、その他外出や面会も含め、 養子縁組里親や養育里親等へ子を委託することが適切である かを判断するための調整期間における交流の1つの手法であ る。また、交流方法の選択や期間については法律等で明確に定 められているものではなく、ガイドラインを踏まえて各自治体 の判断により里親や児童の状況等を見つつ柔軟に運用がなさ れているものである。

有識者会議(今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会) の意見の意見も踏まえると、調整期間における外泊は、法律に 基づかない事実上の行為である上、里親希望者は養子縁組を成 立させる意思が必ずしも明確ではなく、児童相談所が委託措置

- 3 育児・介護休業法の育児休業制度の対象とするためには、 外泊等の里親委託に至るまでの交流について、法令等により 何らかの区切りを決めるなどの制度整備について検討する ことが必要なのではないか。
- 4 各事業主が外泊等の交流期間から休業・休暇の取得を独自に認めることを推進する観点から、里親が児童の委託措置に向けて家庭で児童を養育していることの証明書の発行を全国的に推進することも改善策の一つと考えられるが、自治体において実施可能なのか。
- 5 委託措置は児童に多大な影響を与えるものであり、そのような行政における課題の検討を行うには、しっかり実態(i 外泊等の期間、ii 最後の外泊から一連の流れで委託措置が行われているのか、iii 外泊等を行ったものの委託措置に至らなかった例があるのか。またその理由。iv 児童相談所がどのような基準で委託措置の判断を行い、児童相談所が最後の外泊開始時にその旨判断することが可能なのか等。)を把握し、その結果を踏まえてどのような改善が必要か検討すべき。

ついて、外泊当初から、委託措置をすると見込まれていたかは分からない。

- ・「2か月以上」と回答された案件がどの程度長期化しているか、また、理由が分からない。
- ・面会など外泊以外の要素がどのように影響して委託措置となって いるのか分からない。

#### ○証明書の発行状況

- ・養子縁組里親へ当該児童を委託する見込みの証明は、69 自治体(100%) のうち、実施済み・発行可能としているのは8自治体(11.6%)。検討 可能としているのは42自治体(60.9%)。証明不可としているのは19 自治体(27.5%)。
- ・養子縁組里親宅に委託前の児童が外泊していることの証明は、69 自治体 (100%) のうち、実施済み・発行可能としているのは 15 自治体 (21.7%)。検討可能としているのは 44 自治体 (63.8%)。証明不可としているのは 10 自治体 (14.5%)。

【実態把握結果では分からないこと】

・証明の可否については、個別の案件ごとに理由を求めたのではなく、 自治体ごとに証明が可能な場合にその時期を記載するよう求めたも のであることから、「実施済」としている自治体がどのような考え方 で証明書の発行をしているのか分からない。また、「発行可能」とし ている自治体がどのような考え方で証明書の発行が可能であるとし ているのか分からない。

i 外泊等の期間

・**面会実施割合** 295 件(100%)のうち、282 件(95.6%)で実施。

・面会 (282 件) の実施回数 0回は13件(4.4%)、1回は18件(6%)、2回は18件(6%)、3回以上が246件(83.4%)

**・外泊実施割合 (再掲)** 295 件(100%)のうち、209 件(70.8%)で実施

・**外泊 (209 件) の回数** 0 回は 86 件 (29.2%)、1 回 49 件 (16.6%)、2 回は 34 件 (11.5%)、3 回以上は 126 件 (42.7%)

- ii 最後の外泊から一連の流れで委託措置が行われているのか 上記(B)欄2実施結果等における「最後の外泊から委託措置に移 行した割合」参照
- iii 外泊等を行ったものの委託措置に至らなかった例があるのか。またその理由

(再掲) 5件(外泊した件数の2.4%)。【理由】里親の仕事の関係、里親との不調、里父の不適切対応、里母の病気など

- iv 児童相談所がどのような基準で委託措置の判断を行い、児童相談所が最後の外泊開始時にその旨判断することが可能なのか 69 自治体における里親委託ガイドラインを踏まえた規定等の策定状況
  - ・里親と児童の関係調整の内容(面会、外泊等)について定めている自治体は20(29%)。定めていない自治体は49(71%)。
  - ・上記(B)欄2実施結果等における「**証明書の発行状況**」参照

を行うかどうかの判断を行う前の段階であることから、法律上 の親子関係に準じる関係にあるとはいえず、育児休業制度の対 象として認めることは適当ではないと考える。

なお、各事業主の判断により、企業の社会貢献や労働者の福祉の増進の観点から、特別に休業・休暇の取得を認める等の対応を行うことは可能である。

(4) 外泊など里親委託に至るまでの交流期間において里親が休暇等を取得しやすい環境を整備するため、交流期間について法令等により何らかの区切りを決めて育児・介護休業法の育児休業制度の対象となる子の範囲の見直しを行うことや、里親が児童の委託措置に向けて家庭で児童を養育していることの証明書の発行を全国的に推進すること等について

里親委託に至るまでの交流期間は、子どもの置かれた状況に 応じ、養親候補者との愛着形成など関係性を構築するための重 要な期間である。

当該期間は必要であるものの、必要な範囲を超えて長期に及ぶケースがあるとの指摘もあることから、まずは、当該期間の内容・長さ・その理由等について実態の把握を行った上で、当該期間をどのように評価すべきかについて、検討する。



#### 【実態把握(B欄)結果、現時点の見解】

今回の調査結果は、平成30年度における里親委託前の調整期間の実施状況を把握したものであり、今後、当該調査結果の分析を踏まえて、育児休業制度の対象となりうるか否かの前段階として、まずは、「委託措置前の外泊の在り方」について検討していく必要があると考えている。